

平成27年度 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

厚生労働省 障害保健福祉部



地域生活支援拠点等の整備について

- 障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築が急務となっています。
- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障害児者やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があります。
- このため、障害児者の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害児者の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域生活支援拠点及び面的な体制の整備を推進していくことが必要です。
- 今般、平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況をとりまとめましたので、ご紹介いたします。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。 特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4	東京都	大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5		八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ふれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

目次

1. 栃木県 栃木市
2. 栃木県 佐野市
3. 千葉県 野田市
4. 東京都 大田区
5. 東京都 八王子市
6. 新潟県 上越市
7. 京都府 京都市
8. 山口県 宇部市
9. 大分県 大分市

地域生活支援拠点等整備 推進モデル事業



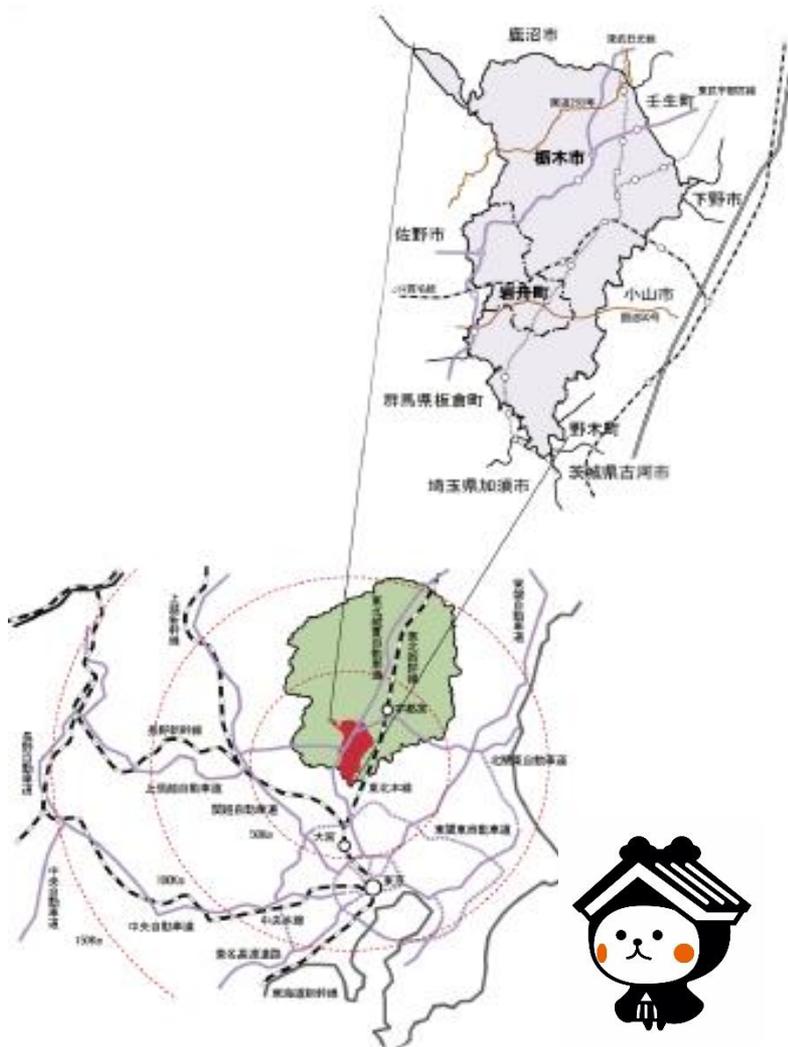
栃木市マスコット
キャラクターとち介

平成28年3月
栃木県 栃木市

目次

1 .栃木市の紹介	2
2 .事業目的及び事業実施主体	3
3 .事業要旨	4
4 .地域生活支援拠点等の整備の類型	5
5 .事業内容	6
6 .必要な機能の具体的な実施内容	8
7 .事業実施の結果及び今後の課題・方針	10

1. 栃木市の概況（平成28年3月末現在）



面積	331.50km ²
人口	163,765人
高齢化率	27.8%
身体障害者手帳所持数	5,802人
療育手帳所持数	1,307人
精神保健福祉手帳所持数	770人

2. 事業目的及び事業実施主体

(1) 事業目的

- 準備委員会において、多機能拠点整備型、面的整備型の整備手法の採用も含めた検討を行うことにより、市の地域生活支援拠点を整備する。
- 複数の法人が運営主体として参画することにより、特に既存の福祉サービスでは対応が不十分な状況である緊急時の対応を中心とした支援体制を構築する。

(2) 事業実施主体 栃木市



3. 事業要旨

(1) 準備委員会の開催

自立支援協議会に準備委員会を設置し、相談支援担当者会議と連携し、地域の特性に合った整備方針等について検討を行う。

(2) 研修会の開催

障害者の地域生活支援に関して知見を有する専門家を招聘し、準備委員会の委員や相談支援事業者を含めた関係者、一般市民向けの研修会を開催

(3) 緊急時対応に関する調査

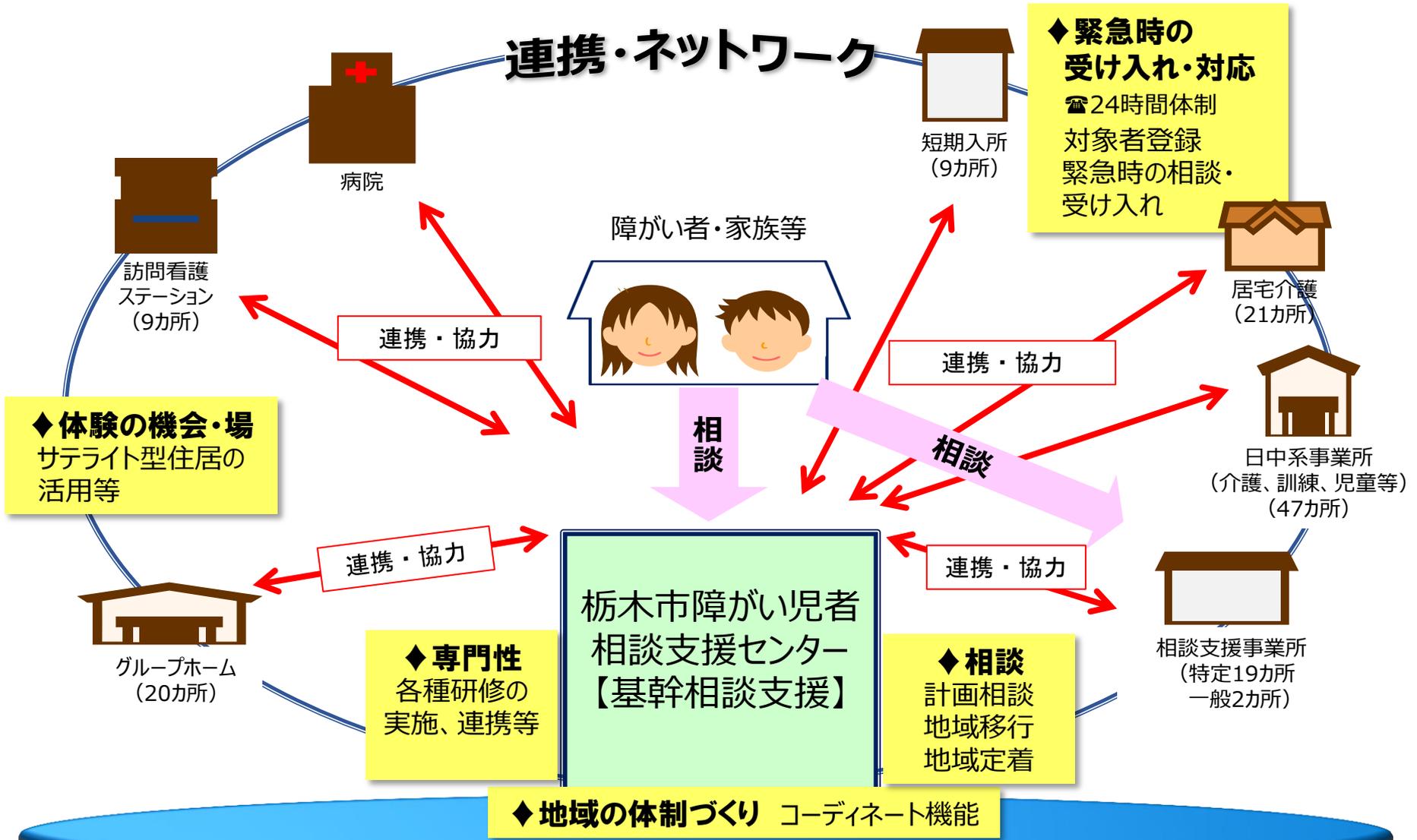
目的：過去に起きた緊急時の対応についての調査を実施し、緊急事態が起きた際の適切な支援や必要な社会資源等を把握する。

対象：福祉サービス事業所

(4) 体験短期入所事業

障害者のニーズや地域の課題を検証する必要があるため、短期入所の支給決定していない障がい者に体験利用してもらうことにより、課題等を整理し、来年度以降の本格実施に向けた準備を行う。

4. 栃木市地域生活支援拠点（面的整備型）



5. 事業内容

(1) 準備委員会等の開催

自立支援協議会に準備委員会を設置し、市内相談支援専門員の定例会議（相談支援担当者会議）と連携し、地域の特性に合った整備方法について検討した。

自立支援協議会		報告・提案	相談支援担当者会議	
準備委員会				
7月31日	・ 準備委員会を設置し、整備方針の協議	←	8月20日	・ 地域生活支援拠点等整備について説明 ・ 整備方針の提案
1月29日	・ 検討結果や調査等の報告 ・ 平成28年度整備計画の協議		10月15日	・ GW「こんな社会資源があるといい」
障がい者等支援担当者会議			11月12日	・ GW「緊急時のための資源について」
11月24日	・ 整備方法の協議		1月21日	・ 緊急時対応を入れたサービス等利用計画 ・ GW「ケースの緊急時対応をどう考える」
2月29日	・ 検討結果や調査等の報告 ・ 平成28年度整備計画の協議		2月18日	・ GW「モデルケースから緊急時を考える」

(2) 研修会の開催

講演会・シンポジウム等		参加者
9月18日	上越市における地域生活支援拠点の整備について 講師：社会福祉法人みんなでいきる 片桐公彦 氏	事業所職員、障害者団体 95名
12月5日	ひとまかせにしない！みんなで考える地域生活支援拠点 講師：全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員 又村あおい氏	一般市民、障害者団体 83名
12月16日	地域生活支援拠点等の整備について ～利用者中心の事業展開～ 講師：長野県地域支援力向上スーパーバイザー 福岡寿 氏	事業所管理者 相談支援専門員 68名

5. 事業内容

(3) 緊急時対応に関する調査

緊急事態が起きた際に適切な支援や必要となる社会資源等を把握するため、過去に起きた緊急時の対応について、福祉サービス事業所に対して実態調査を行った。

対象	相談支援	短期入所	居宅介護
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態の内容 ・ 対応した方法 ・ 課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 ・ 受け入れた日数 ・ 受け入れ不可の件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 ・ 受け入れた時間数 ・ 受け入れ不可の件数
結果	本人・介護者の病気、事件・事故、問題行動であった。居宅介護、短期入所、移動支援等で対応したが、夜間の支援や福祉サービスでは支援が足りないことが課題であった。	平成27年1～12月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 24件 ・ 176日(平均7.3日/件) ・ 受け入れ不可 6件 理由:満床、障害特性 	平成27年1～12月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 47件(平均3.9件/月) ・ 66h(平均5.5h/月) ・ 受け入れ不可 5件 理由:支援内容

(4) 体験短期入所事業

緊急時の備えとして、利用者が短期入所を利用しやすくなるために体験を実施した。また、事業所は緊急時を想定した支援のシミュレーションを行った。

	利用者	事業所
対象	短期入所を利用したことがない障がい者	市内すべての事業所(8か所)
内容	通常と同様に利用するが、不安が高い利用者は宿泊せずに終了することや家族同伴も可能とする	通常通りに支援するが、緊急時を想定するため一部の利用者の情報を制限された中で支援を行う
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17名(身体6名、知的13名、発達3名) ・ 宿泊なし3名、同伴1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7か所(被災により1か所中止) ・ 支援人数 2～3名/事業所
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験により初めて利用できてよかった ・ 今後の生活に明るさが見えた ・ 突発でも預けられるようにしてほしい ・ 新しい所が苦手なので自宅の方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報は多い方が支援の質が上がる ・ 医療、食事の情報は最低限ほしい ・ 情報収集が困難な時にどう支援するか ・ 夜間に急に利用される場合は不安

6. 必要な機能の具体的な実施内容

	現在の状況	実施内容および今後の方針
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定相談支援事業所 19か所 ・ 一般相談支援事業所 2か所 ・ 基幹相談支援センター 1か所 ・ 一般相談支援事業所数が増加せず、地域移行支援・地域定着支援の実績も少ない。 ・ 一般相談支援事業所の指定はとらずに夜間相談をとっている事業所も数か所ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定相談支援事業所に対して、地域移行支援・地域定着支援についての研修等を実施し、一般相談支援事業所の増加を図る。 ・ 夜間の相談を行っている事業所には一般相談支援事業所の指定を促す。
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホーム 20か所 ・ 地域移行支援 2件 ・ 高齢の親がいる障がい者やその家族からグループホームのニーズは増えている。 ・ 空いているグループホームが少なく、体験する場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サテライト型住居の活用等、柔軟な整備方法で一人暮らしやグループホームの体験ができるように関係機関と連携を図る。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所事業所 9か所 ・ 居宅介護事業所 21か所 ・ 緊急事態を把握した事業所が独自に対応しているケースが多い。 ・ 満床の短期入所事業所が多く、空いている事業所を探すことが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所事業所と居宅介護事業所により緊急時の受け入れ体制を確保する。 ・ 緊急時に基幹相談支援センターがコーディネートし、短期入所事業所や居宅介護事業所等と連携を図り、迅速に対応する。 ・ 短期入所等の空き情報を共有できるような仕組みを検討する。

6. 必要な機能の具体的な実施内容

	現在の状況	実施内容及び今後の方針
専門的 人材の 確保・ 養成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所に対して定期的な事例検討や社会資源に関する研修を実施している。 ・介護保険の利用が多い、居宅介護事業所は障がいに対する支援を苦手としている事業所もあり、困難なケースの支援は一部の事業所に限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所のみでなく、短期入所事業所、居宅介護事業所に対しても研修を実施する。内容はそれぞれにニーズを調査し、困難を感じている障がいや支援内容について研修を実施する。
地域の 体制づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.4月～ 相談支援センターを設置（委託） ・H25.10月～ 自立支援協議会設置 ・H27.10月～基幹相談支援業務を付加 ・相談支援担当者会議により地域の課題抽出を行っている。 ・相談支援事業所に対して訪問によりヒアリングを実施し、地域の課題や要望等を意見交換している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援に関する事業所が連携して支援できるように基幹相談支援センターが地域のコーディネーターとなってネットワークを構築する。 ・自立支援協議会と相談支援担当者会議の連携を強化し、抽出された地域課題の対策を検討して取り組む。 ・重度心身障がい者や難病患者等の支援については、医療関係機関との連携が不可欠であり、専門性の高い支援ができるように体制を構築していく。

7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

- 相談支援担当者会議と準備委員会の連携を強化したことから、地域に点在する多くのニーズや課題が準備委員会に集約された。特にニーズの高かった「緊急時の受け入れ・対応」について、優先的に整備を行った。多数のサービス事業所がそれぞれの強みを生かせるよう面的整備型を選択した。
- 準備委員会や関連する会議の繋がりを重視し、繰り返し意見交換を行ったことで、同職種での意見交換や他機関とのネットワークの構築だけでなく、専門性を高める動機付けにもなった。
- 重度心身障がい者や難病患者等の支援については、医療機関との連携が不可欠であり、医療・福祉のネットワークや専門性を高めていくことが必要である。
- 相談支援の充実をはじめ、地域移行支援の推進のための指定一般相談事業所の増加、より気軽に一人暮らしの体験等ができるようグループホームを増加する等、基盤整備をしていくことが必要である。

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

栃木県 佐野市

<目次>

- 佐野市の紹介 3
- 事業の目的及び実施主体 4
- 事業の要旨 5
- 地域生活支援拠点等の整備の類型 6
- 事業内容 7
- 必要な機能の具体的な実施内容 8. 9
- 事業実施の結果及び今後の課題・方針 10

○佐野市の概要

佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

現在の佐野市は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の1市2町が、平成17年2月28日の合併によって形成されました。



○人口・世帯数(平成27年10月1日現在)

人口:121,310人、世帯:50,004人

○障害者数(平成27年4月1日現在)

身体障害者手帳:4,403人、療育手帳:937人、精神障害者保健福祉手帳:821人

○福祉サービス利用者の状況(平成27年9月末)

福祉サービス利用者数:868人

内訳:身体障害者:204人、知的障害者:419人、精神障害者:245人

○現在の事業所の状況(平成27年12月末現在)

- ・相談支援事業所 指定一般2か所(※平成27年度から基幹としても位置付け)・指定特定6か所・指定障害児4か所
- ・施設入所支援事業所 1か所・共同生活援助事業所 15か所・短期入所事業所 4か所
- ・生活介護事業所 5か所・就労継続支援A型事業所 1か所・就労継続支援B型事業所 5か所
- ・就労移行支援事業所 3か所・自立訓練(生活訓練)事業所 1か所・居宅介護事業所 12か所

☆ゆるキャラ®グランプリ2013で優勝した「さのまる」は、佐野市のブランドキャラクターです！



さのまる

○事業の目的及び事業主体

・目的

「障がいがあっても地域で生活できるために・・・本人に寄り添った支援、地域生活の推進」を検討する。

市内には4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、委託法人を中心に複数の事業者やその他関係機関が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する。

・事業主体：佐野市 （社会福祉法人とちのみ会に委託）

<委託法人社会福祉法人とちのみ会について>

- ・昭和34年知的障害児の入所施設として誕生。
- ・共生と地域支援を理念に、相談支援事業、入所支援、短期入所、生活介護、就労継続B型、就労移行支援、居宅介護、共同生活援助、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど佐野市の障がい福祉を中心的に担っているだけでなく、老人施設も手掛けている。
- ・今回、当事業に取り組みたいと意思表示するとともに、当事業において検討を進める中で、平成29年度中に、市内に地域生活支援拠点等の機能を組み入れた多機能拠点型の施設の整備を計画。

○事業の要旨

地域生活支援拠点の整備手法としては、市内に、4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、当初、委託法人を中心に複数の事業者が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する**面的体制整備型**をイメージした。

自立支援協議会内に、地域生活支援拠点等の整備専門部会、委託法人に準備委員会を設置し、具体的な内容について検討する中で、委託法人より、多機能拠点型の整備を計画していることから、**多機能拠点型と面的整備型の複合型の拠点と変更**。

また、必要な機能として5つの機能に加えて予防支援を加えた6つの機能とし、関係団体に行ったヒヤリングやアンケートをもとに、具体的な内容を検討。それをもとに、平成28年度から地域生活支援拠点の整備を目指していくこととした。

年度	月	内容
平成27年	10月	①準備委員会の開催 自立支援協議会専門部会において、地域の課題、必要とされる機能等について検討する。併せて、委託法人内にも準備委員会を設置し、事業者間等の役割分担を調整する。
	2月	②関係者への研修・説明会の開催 サービス事業者、相談支援事業者等関係者向けの研修会を開催する。 当事者、住民向けの説明会を開催する。
	3月	自立支援協議会への報告
平成28年	4月～	地域生活支援拠点等として機能できるものから事業を実施。

○佐野市における地域生活支援拠点の整備の類型：多機能拠点整備型と面的整備型の複合型



- ①相談
- ②緊急時の対応
- ③体験
- ④専門性(人材育成)
- ⑤地域の体制づくり
- ⑥予防支援

佐野市自立支援協議会
⑤地域の体制づくり について検討

連携

委託法人：多機能拠点施設整備

面的支援における連携・調整

- ①④相談(専門性の必要なものを含む)
(基幹相談支援センター、指定特定)
- ②緊急時の受入(短期入所)、対応(地域定着、居宅介護、行動援護)、災害時の対応
- ③居住支援・体験の場(短期入所、グループホーム)、日中活動の場
- ⑤コーディネーターの配置
- ⑥予防支援(再発予防、障害の早期発見・支援、家族支援)

相談支援事業所(一般、指定特定)、グループホーム、短期入所、居宅介護、児童通所等を備えた多機能型拠点を平成29年度整備予定。

医療機関

相談支援事業所

社会福祉法人A
①④相談(専門性の必要なものを含む)
(基幹相談支援センター、指定特定)
③居住支援・体験の場(グループホーム)、日中活動の場

社会福祉法人C
③高齢化に対応した日中活動の場

当事者団体

利用者

社会福祉法人B
①相談(指定特定)
③居住支援、体験の場(GH)、日中活動の場

地域包括支援センター等

○事業内容

項目	内容
準備委員会等の開催実績	<p>①自立支援協議会の専門部会として障害者関係団体(4名)、障害福祉サービス事業所(4名)、行政機関(市障がい福祉課長)を構成員とする会議を4回開催。</p> <p>②委託法人内に医療機関3名、教育機関1名、地域委員5名、事業所職員11名を構成員とする会議を4回開催。事業所内ではその他4回の委員会、13回の作業部会を開催している。</p> <p>※2つの委員会の進捗状況を委託法人、市で確認しながら、あり方について検討し地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の対応、体験、専門性、地域の体制づくりに加え、予防支援の6つの機能について、地域課題も踏まえながら項目ごとにまとめた。</p> <p>整備の方向としては、委託法人が平成29年度に整備する多機能拠点と地域の事業者等が連携した面的整備の複合型とした。</p>
関係者への研修	<p>障がい福祉課と委託先で、内容等について検討。</p> <p>⇒専門部会、準備委員会で検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいの思いから、関係者ととも、一般市民向けに講演会、関係者向けに、講演会とシンポジウムを行うこととした。</p> <p>平成28年2月28日開催</p> <p>①午前：一般市民向け</p> <p>委託法人から地域生活支援拠点等について「障がいのある子どもと大人が住み慣れた地域で暮らしていくための6つの機能と支援」について説明。</p> <p>来場者数143名</p> <p>②午後：関係者向け</p> <p>・「from浅沼を拠点とした体制整備と、関係機関、事業所が連携してつくる面的整備」委託法人統括施設長による講演</p> <p>・「地域生活支援拠点等の体制整備と、関係機関、事業所が連携してつくる面的整備」として、自立支援協議会専門部会委員として関わった医師、施設長、市内精神科病院医師(ケースワーカーが委託法人準備委員会委員として関わった)、委託法人施設長、市職員によるシンポジウムを実施。</p> <p>来場者258名</p>

○必要な機能の具体的な実施内容

	多機能拠点整備	面的整備	課題・今後の方針
相談	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間365日電話相談 ・障害のある方やその家族等からの緊急的な相談を電話で受付、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて他機関の紹介等を行う。 ○24時間365日相談に応じて緊急派遣機能。 ○単身等で生活する障がいのある方に、地域定着支援を実施 ○地域の社会資源マップの作成(見える化) ○事業所の空き情報の共有、HPの管理更新 ○指定特定相談支援事業所の支援。 ○福祉なんでも相談会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談者が、日頃の関わりから悩み事や困りごとを受け止め、支援機関につなげる。 相談支援事業所、福祉サービス事業所、ケアマネジャー、包括支援センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、近隣住民等 ○福祉サービスを利用し、計画相談支援を利用している方 ⇒各指定特定相談支援事業所に相談 ⇒指定特定で困難なケースについては、基幹相談支援センター、市に相談。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援機関に相談がつながるように理解啓発を積極的に行う⇒地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、自立支援協議会 ○緊急時だけでなく、節目節目で相談できる体制を整える。 ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所、日中一時において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合受入を行う。 ○緊急時24時間365日電話相談。 ○24時間365日相談内容に応じて、訪問するなど緊急派遣機能がある。 ○セーフティーネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護を行う。 ○災害時には、拠点施設だけでなく、同法人施設を避難所とし、障がい特性への対応、相談を行う。 ○緊急時、居宅介護、行動援護の利用ができる。 ○緊急対応したケースはケース会議を行い、再発予防に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時に利用できる施設等を把握、情報提供する体制がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急介入として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。
体験	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、短期入所施設を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、短期入所施設を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体験として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。

	多機能拠点整備	面的整備	課題・今後の方針
専門性 (人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県が行っている研修に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。 ○相談事例の検討を行う中で、必要な研修を企画、実施する。 ○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。 ○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。 ○高齢障がい者の対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応した際には、ケース会議を行い再発予防に努める・・・相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制づくりにつながる。 ○地域包括ケアシステムとの連携⇒市、基幹、地域生活支援拠点。
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点到コーディネーターが配置 ○佐野市自立支援協議会への参加 ○地域ケア会議への参加 ○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。 ○地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う。 ○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。 ○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議。 ○地域生活支援拠点の認知度向上への取り組み。 ○地域生活支援拠点等についてのアンケートやヒヤリング等を実施する。
予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。 ○二次障がい予防の支援体制が整っている 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議

※自立支援協議会専門部会で整理した内容を掲載します。さらに、委託法人準備委員会により、具体的な取り組みについて、整理されています。

○事業実施の結果及び今後の課題・方針

モデル事業を通じて、短期間であったが、地域生活支援拠点等の整備手法、機能のあり方について福祉サービスを中心に、方向性を示すことができた。必要な時に、地域が必要とするサービスを横断的に提供できるためには、今回の内容では、充分ではないため、福祉の枠組みだけでない支援体制を目指して、今後も検討していく必要があると考える。

* 自立支援協議会専門部会で継続した検討を実施

- ①市の実情に応じた体制の整備についての協議
- ②関係機関の役割認識・連携体制強化
- ③課題に対する情報共有化
- ④地域生活支援拠点等についての理解啓発

* スムーズに進めるために

- ・地域資源の連携・理解と協力体制
- ・現場間の有機的な連携体制の構築



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業



千葉県野田市

目次

- 野田市の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 事業目的及び事業主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 事業要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 地域生活支援拠点等の整備の類型・・・ 4
- 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5つの機能の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 事業実施の結果及び今後の取組・・・・・・ 9



野田市の紹介

(H28.4.1現在)



- ・位置：東京から30km圏
千葉県最北端
- ・面積：103.5km²
- ・人口：155,134人
- 【障がい福祉の状況】
- ・身体障害者手帳所持者
5,180人(人口比：3.3%)
- ・療育手帳所持者
1,150人(人口比：0.7%)
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
982人(人口比：0.6%)
- ・市内のグループホーム開設状況
9事業所 24ホーム

事業目的及び事業実施主体

実施主体：野田市

- 障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、新たに「第二の福祉ゾーン※」に障がい者に対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としての障がい者のためのグループホームの整備を進めていた。
- 第4期野田市障がい福祉計画において、地域の体制づくり等の機能を集約した、地域生活支援拠点等を平成29年度末までに市内に1か所整備することを位置づけた。
- この特別養護老人ホームとグループホームを基幹施設とした地域生活支援拠点整備に必要な機能及び課題等を整理、検討するため、国のモデル事業を実施した。

※第二の福祉ゾーン

⇒現在、障害福祉サービス事業所が整備されている。今後も、障がい者の様々な要望を踏まえ、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設・民営による施設整備を図る。

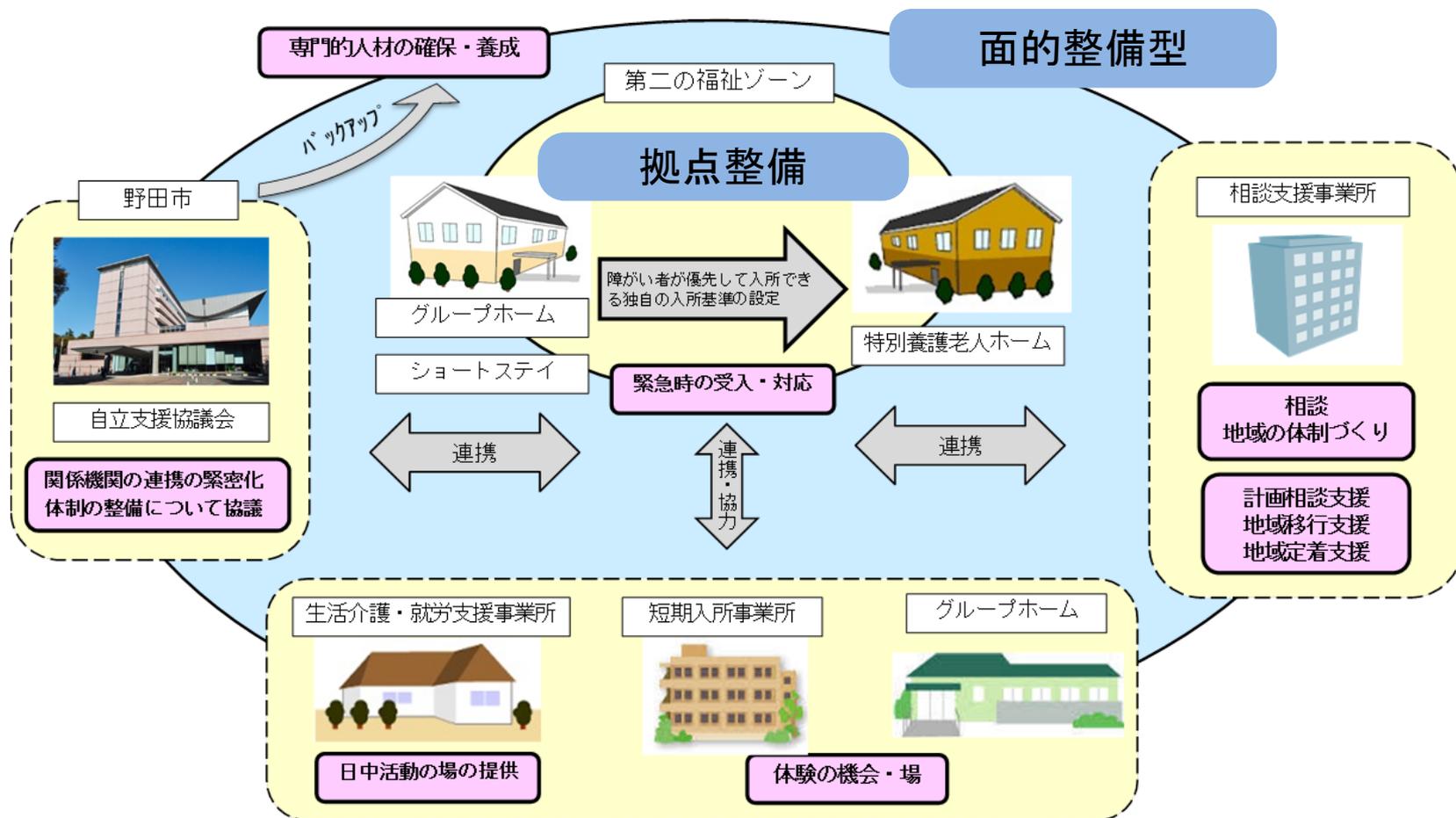
事業要旨

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みにより、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、モデル事業として、次の事業を実施した。

- ① 先進的施設の視察
- ② 地域の現状分析と地域課題の整理
- ③ 整備の方針等の検討

地域生活支援拠点等の整備の類型

- 野田市の独自の機能として、障がい者に対応した特別養護老人ホーム及び特養への中間施設となるショートステイ併設型のグループホームを整備し、これらの施設を拠点とする。
- グループホーム等に緊急時の受け入れ機能を付加する。
- 5つの機能については、面的整備を基本にし、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける方向で整備する。



事業内容

準備会の開催実績

【準備会委員】

- ・地域自立支援協議会の会長、副会長及び部会長等で構成
- ・特養、グループホームの整備事業者もオブザーバーとして参加

【準備会会議内容】

- ・地域生活支援拠点等整備の概要
- ・市障がい福祉計画での位置づけ
- ・モデル事業実施の他市の事例
- ・整備手法及び具体的な拠点の機能の検討

【先進地視察】

- ① 新潟県長岡市（社会福祉法人中越福社会）⇒多機能拠点整備型
- ② 埼玉県東松山市（東松山市社会福祉協議会）⇒面的整備型

事業内容

関係者への研修

発達障がいの早期発見・早期療育に併せて、各関係機関が連携して発達段階に応じたサポート体制を作り上げていくため、発達障がい者における専門家の育成を目指した研修を実施した。

発達障がいにおいて先進的に取り組んでいる講師を招いて、専門家育成の足掛かりとなる最初の研修を実施した。

《講演内容》

発達障がいに関する早期発見、早期療育の重要性と
ライフスパンにおける継続支援の必要性

5つの機能の現状と課題

① 相談

市の窓口や委託相談支援事業所、相談支援専門員や障がい者相談員による相談支援機能はあるが、事業所間の連携など、有機的な結びつきを強化することが課題である。

② 体験の機会・場

現在、野田市では十分でない機能。体験は、グループホームの体験と1人暮らし体験があるが、1人暮らし体験は、事業所間の支援体制が確立しておらず、非常に困難な課題である。

③ 緊急時の受け入れ・対応

現在、野田市では十分でない機能。市では、整備するグループホームに緊急受入の機能を持たせる。医療ケアへの対応が課題である。

5つの機能の現状と課題

④ 専門的人材の確保・養成

現在、野田市では十分でない機能。拠点整備で最も重要なのは、マンパワーの確保であることから、先行して取り組むことが重要である。

⑤ 地域の体制づくり

障がい者のニーズに的確に対応できる体制の構築のため、コーディネーター設置の可否も含め、今後、検討を要する。

事業実施の結果及び今後の取組

事業実施の結果

- 障がい者に対応した特別養護老人ホームと中間施設としてのグループホームを中心とした地域生活拠点と考えたことから、二つの先進地事例を視察し、野田市の社会資源をどのように活用すべきかを検討した。
- その結果、多機能拠点型で整備することは、中核的な役割を担う機関の設置や緊急受入の対応等、難しい課題が多ことから、既存の資源を活用するのが有効である。
- 障がい者に対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としてのグループホームを拠点としながら、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける面的整備を構築することを目指す。

事業実施の結果及び今後の取組

今後の取組

- 面的整備の中で、5つの機能全てを最初から充足することは難しいことから、できるものから取り組む。
- すぐにできないものについては、将来的な整備方針を定め、必要に応じて、順次取り組む。
- 拠点整備で最も重要なのは、マンパワーであることから、専門的人材の確保、養成については、先行的に取り組む。
- 整備の課題については、地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら検討を進めていく。

大田区 地域生活支援拠点等整備推進 モデル事業



大田区福祉部障害福祉課

大田区立障がい者総合サポートセンター

目次

- 大田区の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 事業目的及び事業実施主体・・・・・・・・・・ P 4
- 事業要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 大田区「面的整備型」地域支援拠点の整備イメージ・・・・ P 6
- 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 必要な機能の具体的内容・・・・・・・・・・ P 8
- 今後の課題・方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

大田区の紹介

面積 60.66 k m²

人口 707,455人 (H27.1.1現在)

手帳所持者数(H27.3.31現在)

身体障害者手帳 20,643人

愛の手帳 3,951人

精神保健福祉手帳 3,608人



- 大森地域庁舎
- 調布地域庁舎
- 蒲田地域庁舎
- 糎谷・羽田地域庁舎
- 大田区心身障がい者(児)福祉施設
- ◎ 大田区精神障がい者通所施設等
- △ 東京都心身障がい者福祉施設等
- 民間心身障がい者福祉施設等

事業目的および事業実施主体

【事業目的】

- 大田区内に地域生活支援拠点等を整備する。
(第4期障害福祉計画 平成27～29年度：新規、必須事項)
- 高齢化、親なき後を見据えて地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実させるため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を図っていく。

【事業実施主体】

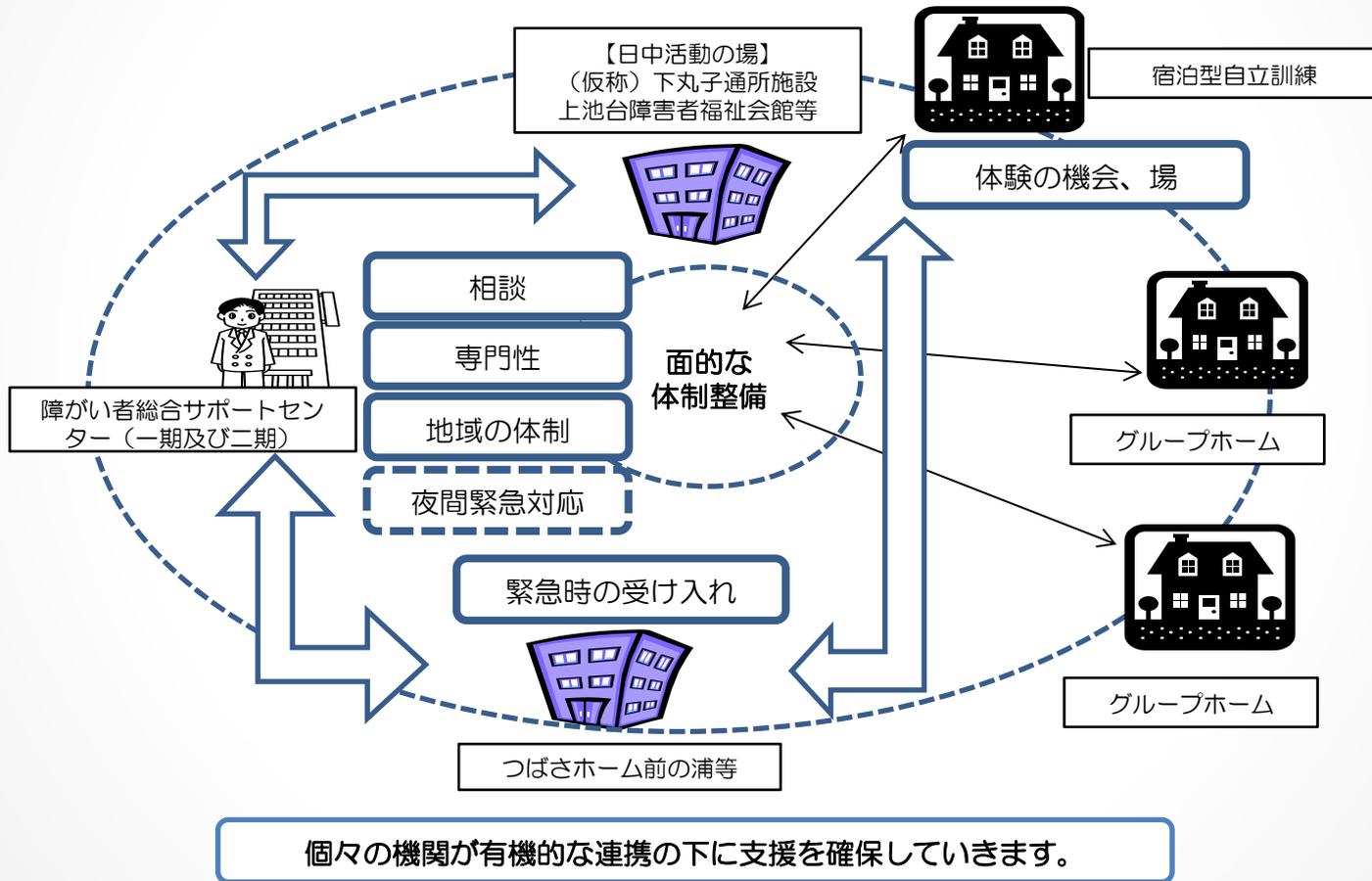
大田区

事業要旨

- 基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点等の面的整備事業
- 高度な専門性を有し、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターであり、さらに居住支援、地域交流支援、就労支援の機能を兼ね備えた「大田区立障がい者総合サポートセンター」を中心として、既存施設の機能拡充により地域生活支援拠点等の面的な体制整備を目指す。

大田区「面的整備型」

地域支援拠点の整備イメージ



事業内容

【準備委員会等の開催】

- 大田区自立支援協議会の開催
相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的に検討
平成27年度：本会（3回）、専門部会（5部会 49回）、
全体討議会（4回）、研修会（2回）等開催

【研修の実施】

- 「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき個別研修を実施
平成27年度：26研修を実施（相談支援従事者初任者研修等）

【専門家の招聘】

- 人材育成やネットワークについて、学識経験者の専門的な見地からスーパーバイスを実施
平成27年度：12回実施（基幹相談支援センターのあり方等）

必要な機能の具体的内容①

①相談

○基幹相談支援センターにおいて専門相談等の実施

- ・社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・介護支援専門員等の資格を持つ相談支援専門員を配置
- ・精神科医師、臨床心理士などによる専門相談を実施

○基幹相談支援センターを中心に区内相談支援体制の整備

- ・相談支援事業所連絡会
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員などとの連携
- ・ピアカウンセリング事業の実施

○大田区障がい者就労支援センター

- ・障がい者就労に関する相談

②体験の機会・場

○地域生活の体験の機会・場を整備していく。

- ・宿泊型自立訓練施設と連携
- ・日中活動の場の整備（生活介護、就労継続支援B型）

③緊急時の受け入れ

○短期入所、緊急一時保護事業の実施、実施事業者との連携

- ・区内4か所の短期入所施設
- ・区独自事業の緊急一時保護

必要な機能の具体的内容②

④専門的人材の確保・養成

○「大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針」のもとに個別研修を企画・実施

- ・「障害者の地域生活を支える原点は人材である」事に鑑み、事業所や法人の枠を超えて「オール大田」で支援できる人材の育成
- ・相談支援専門員初任者研修、障害者虐待防止法研修、ケアマネージメント研修など26研修を実施。（平成27年度実績）
- ・就労支援にかかわる研修の実施（障がい者就労支援センター）

⑤地域の体制づくり

- 区内相談支援事業所連絡会事務局
- 区内グループホーム世話人向け研修
- 大田区障害者就労促進担当者会議
- 大田区自立支援協議会の活用
- スーパーバイス

今後の課題・方針

○体験の機会・場の整備

- ・新設の他、既存の施設の充実、連携

○人材育成事業の推進

○居住の場の確保

- ・グループホーム整備の支援

○多機能型地域生活支援拠点の整備

- ・障がい者総合サポートセンター二期工事で
機能拡充



●高尾山ケーブルカー



●甲州街道いちよう並木

地域生活支援拠点等整備推進 モデル事業



●八王子まつり(山車)



●今熊山のミツバツツジ

八王子市障害者地域生活支援体制整備



●八王子駅前



●八王子市上空から見た富士山



●八王子城跡

目次

1. 八王子市の紹介	1
2. 事業目的及び事業実施主体	2
3. 事業要旨	3
4. 本市が整備する「面的整備型」のイメージ	4
5. 事業内容	5
6. 必要な機能の具体的な実施内容	6
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針	8

1. 八王子市の紹介



八王子市は、東京都心から西へ約 40 Km、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。

地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔 200 m から 800 mほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

本市は、大正6年の市制施行から、平成29年で100年を迎えます。また、平成27年4月からは、東京都内初の中核市となり、人口58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けています。

面積 186.38 Km

人口 国勢調査集計結果 580,053 人 (平成22年10月1日 現在)

住民基本台帳人口 562,019 人 (平成28年3月末日 現在)

うち外国人住民 10,338 人

手帳所持者数 (平成28年3月末日 現在)

身体障害者手帳 10,474 人

愛の手帳(療育手帳) 4,101 人

精神障害者保健福祉手帳 4,274 人



2. 事業目的及び事業実施主体

・事業目的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者（児）の地域生活支援を促進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、本格実施に向けた準備として、障害福祉ニーズの把握等の現状分析や調査を行うとともに、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を整備する。

・事業実施主体

八王子市

※ 現状分析や調査、地域生活支援準備サポート要員による体制整備業務については、委託して実施。

3. 事業要旨

既存のサービスにつながっておらず、支援することが困難な障害者を対象に含め、障害者が地域で暮らすうえで必要な支援を行う「地域生活支援拠点」として面的な体制の整備、立上げのため、地域自立支援協議会の下にプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を置き、日常生活の支援について検討・準備を行った。

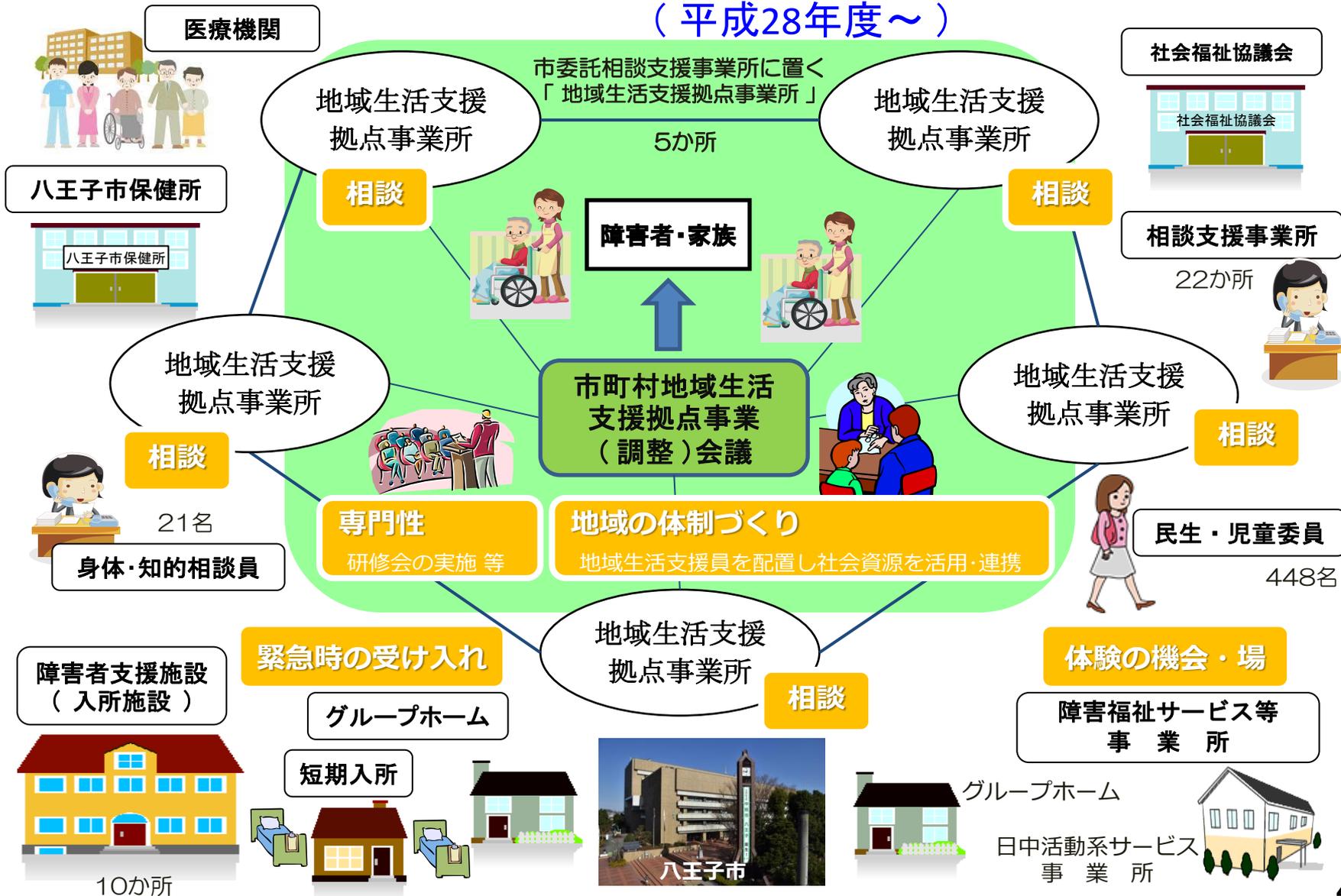
また、市内5か所の市が委託する相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を新たに配置し、PTと連携・情報共有しつつ、拠点等の立上げに必要な下記の事業を行った。

- ① 人材の育成や、既存のサービスを組み合わせた支援の検討。
- ② 地域生活に必要な支援について、地域の様々なニーズを調査。
- ③ 障害者が地域生活を送るうえで困難な事例等を把握し、その問題を解決するために必要な支援やサービスの提供（来年度以降、「地域生活支援員」が行う日常生活支援・アウトリーチ支援）についての検討。
- ④ 障害者が安心して暮らし続けられるよう、市内の支援機関、事業者等のネットワーク化を進め、連携を強化し、切れ目なく支援を行うことができる体制づくり。

なお、障害当事者の参画により事業を進めたことを付記する。

4. 本市が整備する「面的整備型」のイメージ

(平成28年度～)



5. 事業内容

準備委員会等の開催

障害者地域自立支援協議会（地域移行・継続支援部会）の「国モデル事業PT」に外部委員として2名の学識経験者を加え、現状分析や必要な機能、面的整備の取組み等について検討。

構成員は、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等職員、難病患者支援団体等関係者、精神科病院SW、障害当事者、学識経験者など15名。4回開催。

専門家の招聘

大学において障害福祉、障害者支援等について研究し、支援現場にも見識がある学識経験者とした。（準備委員会の外部委員として2名、学習会の基調講演講師1名）

関係者への研修

準備委員会において、必要な「人材確保・養成」の機能として研修会等の実施を企画。学習会（地域への説明を兼ね公開講座とした）1回、研修会1回、地域生活支援準備サポート要員連絡会を4回開催。

6. 必要な機能の具体的な実施内容

本モデル事業では、市内5か所の市委託相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を新たに配置し、拠点等の立上げに必要な下記(1)～(5)の機能を担う体制を構築するための準備を行った。

準備にあたり検討した結果を踏まえ、来年度の本格実施において必要となる機能の具体的な実施内容については下記のとおりとし、来年度は5か所の「地域生活支援拠点事業所」に「地域生活支援員」を配置し、実施するものとする。

(1) 相談

地域生活支援員が相談を受け、①既存の福祉サービス等につなげる。②相談に応じ、助言する。③必要な場合は、訪問等による相談、日常生活支援や直接処遇等の**アウトリーチ支援**を行う。

(2) 体験の機会・場の提供

グループホーム体験入居、自立支援プログラム—人暮らし体験(法人独自事業)、宿泊体験・余暇支援プログラム(都・市補助事業)、障害福祉サービス等の見学や体験利用等の活用。

(3) 緊急時の受入れ・対応

地域生活支援員、指定相談支援事業所、八王子市が連携し、入所施設、短期入所、グループホーム、法人独自で取組む体験の場などへの受入れについて対応(調整)する。地域生活支援員の24時間対応など、夜間・休日の体制について検討する。

(4) 専門的人材の確保・養成

地域生活支援員や相談支援専門員、障害福祉関係者を対象とした研修会(学識経験者による講演会やグループワーク等)、5拠点事業所連絡会を開催し、人材の確保・養成・資質向上を図る。

(5) 地域の体制づくり

5か所の拠点事業所を核とし、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度(障害福祉以外の分野も含む)を活用、連携し、障害者が安心して暮らし続けられるよう、切れ目ない支援を行う。

前記(1)～(4)の機能は地域自立支援協議会の組織に位置づける「地域生活支援拠点事業(調整)会議」で内容を協議し実施する。

7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

本モデル事業で行った検討を踏まえ、平成28年度から市内5か所の市委託相談支援事業所に置く「地域生活支援拠点事業所」に「地域生活支援員」を配置し、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度（障害福祉以外の分野も含む）を活用、連携して前項（1）～（5）の機能を担う。

また、**地域生活支援員は、現行のサービスに無い見守りや付添いなどの日常生活支援、簡単な直接処遇等のアウトリーチ支援を行う。**

今後のニーズに対して「地域生活支援員」を増員することが考えられるが、財源の確保についての課題がある。

財源を確保できれば、地域生活支援員の増員、資質向上を進め、さらに地域生活支援員の活動をコーディネートする人員を配置し、本市の目指す姿として『地域資源を活用し、地域の事業者が機能を分担して障害者の地域生活を支援する体制の確立』を方針として本事業を推進・拡大していく考えである。

地域生活支援拠点等整備推進 モデル事業

事業実績報告書（概要）

平成28年3月
新潟県上越市

目

1	上越市の紹介	3
2	事業目的及び 事業実施主体	4
3	事業要旨	5
4	地域生活支援拠点 等の整備の類型	6

次

5	事業内容	7
6	必要な機能の 具体的な実施内容	8
7	事業実施の結果 及び今後の課題・方針	...	10

すこやかなまち ～人と地域が輝く上越～

上越市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接しています。

古くから交通の要衝として栄えましたが、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、えちごトキめき鉄道 妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、JR信越本線、ほくほく線などを有しています。さらに、平成27年3月には北陸新幹線が金沢まで延伸しました。

面積

面積	広がり	
	東西	南北
973.81km ²	44.6km	44.2km

平成28年4月1日現在

推計人口

総数	男	女	世帯数
195,737	95,374	100,363	74,132

平成28年4月1日現在



事業目的及び事業実施主体

【事業目的】

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を整備するなど、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みや地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とする。

【事業実施主体】

新潟県上越市

事業の概要

【事業期間】

平成27年7月1日～平成28年3月31日

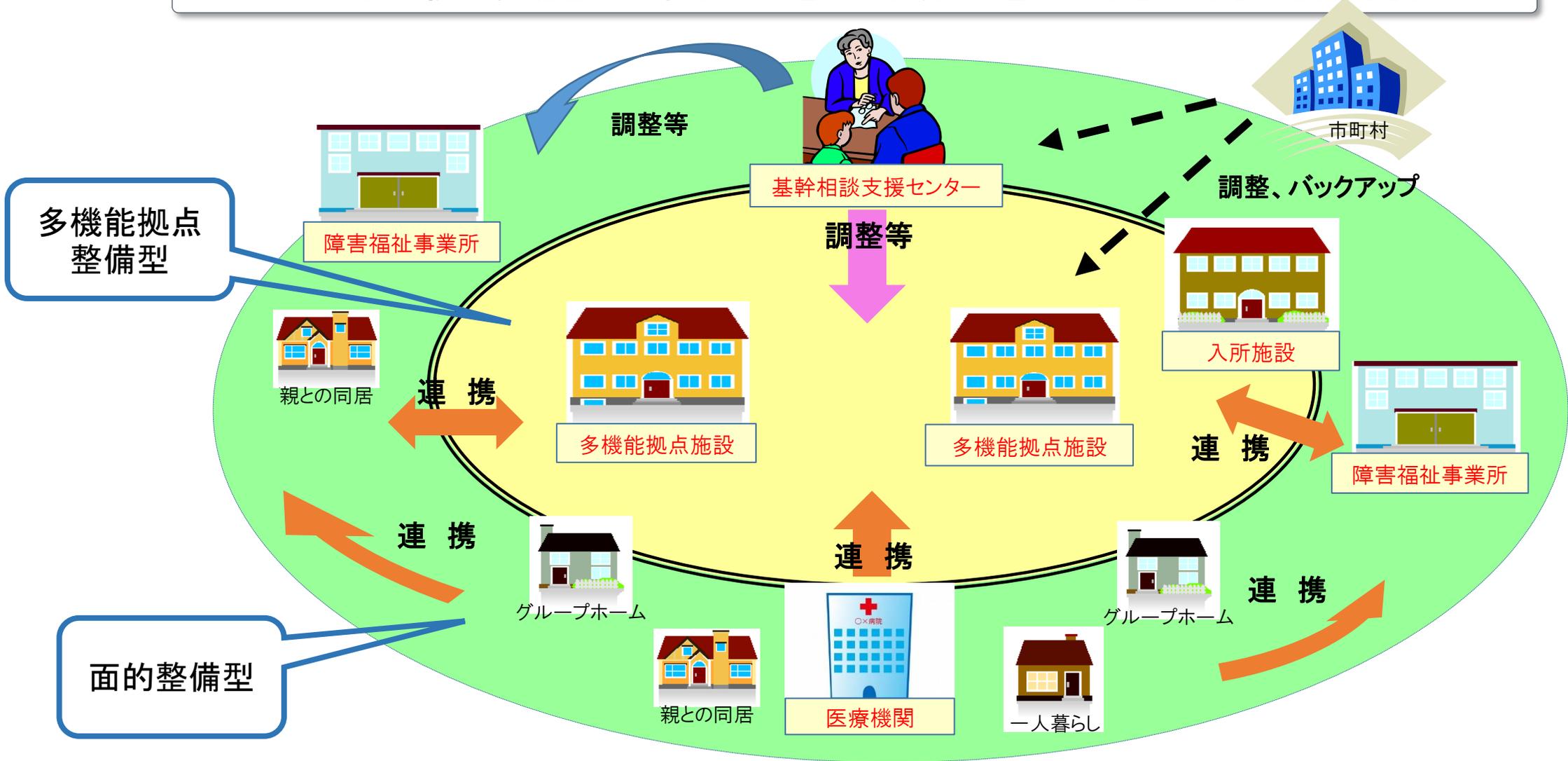
【事業内容】

上越市自立支援協議会の地域生活支援部会を中心に「地域生活支援拠点」に求められる機能やエリアの検討、整備パターン等について方向付けを行う。

- ・当市における「地域生活支援拠点」に求められる機能等の検討
- ・先進地視察
- ・有識者による研修会の開催
- ・具体的な「地域生活支援拠点」のエリアと実施事業者の検討

上越市地域生活支援拠点等の整備(多機能拠点整備型+面的整備型)モデル

居住支援の機能を持つ事業所が地域と連携し、地域で障害のある人を支える。



事業内容

【準備委員会等の開催実績】

- ・地域生活支援部会 11回開催

【関係者への研修】

- ・「地域生活支援拠点等整備推進」に係る研修会の開催
講師:厚生労働省 障害福祉専門官

【その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業】

- ・先進地視察研修

のぞみの郷高社(長野県中野市)、重度・高齢グループホーム「そら」(北海道札幌市)、
自閉症者自立支援センター「ゆい」(北海道札幌市)

6 必要な機能の具体的な実施内容

上越市の地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能

項目	多機能拠点整備型	面的整備型
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応 ・特別浴槽等の整備 ・行動障害に配慮した整備(空調、壁材、床材、防音等) ・看護師の配置、もしくは訪問看護の活用 ・重度障害者へのヘルパー派遣特例(区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者)の活用 ・通所施設の併設 ・グループホーム整備(障害特性を考慮したグループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援の充実(即対応できる支援体制) ・重度の精神障害のある方を受け入れ可能なグループホームの整備 ・地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組み
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所を4床以上整備 ・緊急時短期入所事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用の短期入所の積極的な活用(基準該当施設の空床利用型など)
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談、地域定着 ・広域をカバーするための相談支援機能 ・あんしん生活支援事業の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連携会議(ケアマネ連絡会など)
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活支援事業(あんしんコールセンター) ・緊急対応型短期入所の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活支援事業の機能 ・各法人がそれぞれ新規に短期入所を開設
人材 (確保・養成)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援を行うための実習の受け入れ(OJT) ・研修の実施(強度行動障害、喀痰吸引など) ・常勤看護師の配置や訪問看護の実施 ・医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者 ・緊急対応特命支援チーム(拠点周辺の関係者で編成)
体験	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点グループホーム併設型に体験型を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの体験の場
その他必要な支援		<ul style="list-style-type: none"> ・地域のお茶の間の場

拠点整備に伴う必要な支援

- ・重度身体障害のある人のすまい
- ・強度行動障害のある人への支援
- ・医療行為が必要な人への支援
- ・あんしん生活支援事業の充実
- ・重い精神障害のある人への見守り
- ・短期入所の確保



面的整備型

多機能拠点施設整備

住まい

- ・バリアフリー対応
- ・特別浴槽等の整備
- ・行動障害に配慮された設備（空調、壁材、床材、防音等）
- ・看護師の配置、もしくは訪問看護の活用
- ・重度障害者へのヘルパー派遣特例（区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者）の活用
- ・通所施設の併設
- ・グループホーム整備（障害特性を考慮したグループホーム）

短期入所

- ・短期入所を4床以上整備
- ・緊急時短期入所事業の拡充

相談

- ・計画相談、地域定着
- ・広域をカバーするための相談支援機能
- ・あんしん生活支援事業の機能強化

緊急対応

- ・あんしん生活支援事業（あんしんコールセンター）
- ・緊急時対応短期入所の整備

人材（確保）

- ・常勤看護師の配置や訪問看護の実施など医療機関との連携

体験

- ・拠点グループホーム併設型に体験の場

住まい

- ・地域定着支援の充実（即対応できる支援体制）
- ・重度の精神障害のある方を受け入れ可能なグループホームの整備
- ・地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組み

人材（確保）

- ・強度行動障害支援者
- ・緊急対応特別支援チーム（拠点周辺の関係者で編成）

【多・面】共通する人材（養成）

- ・専門的な支援を行うための実習の受け入れ（OJT）
- ・研修の実施（強度行動障害、喀痰吸引など）
- ・地域資源を活用した専門的な研修

緊急対応

- ・あんしん生活支援事業の機能
- ・各法人がそれぞれ新規に短期入所を開設

短期入所

- ・介護保険適用の短期入所の積極的な活用

相談

- ・定期的な連携会議（ケアマネ連絡会など）

体験

- ・一人暮らしの体験の場

その他必要な支援

- ・地域のお茶の間の場

事業実施の結果と今後の課題・スケジュール(予定)

【事業実施の結果】

- ・上越市における拠点整備の方向性(多機能拠点整備型+面的整備型)の決定
- ・拠点整備の際に求められる具体的な機能の決定

【今後の課題】

- ・看護師の確保
- ・医療機関との連携

【今後のスケジュール(予定)】

- 平成28年7月から
 - ・関係の社会福祉法人や医療法人の代表者会議を開催し、拠点整備について議論を進める。
- 平成29年度以降
 - ・多機能拠点整備の意向を持つ事業者(法人)を選定。
 - ・面的整備について、市内関係事業所等の役割分担を明確にし、連携を図りながら、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築していく。
 - ・事業者(法人)により国県補助等を活用して、計画的に施設整備を進める。

モデル事業において議論した地域生活支援拠点整備に関する意見を踏まえ、さらに広く関係法人等と議論を深め、上越市における地域生活支援拠点整備の実現を目指す。

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業の実施(障害者地域生活支援拠点の設置)について



京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

目次

1. 京都市の概要 p1
2. 事業目的及び事業実施主体 p2
3. 事業要旨 p3
4. 地域生活支援拠点の整備の類型 p4
5. 事業内容 p5
6. 必要な機能の具体的な実施内容 p6, p7
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針(予定) p8

京都市の概要 (平成28年5月1日現在)



人口 1,475,125人

世帯 710,947世帯

面積 827.83km²

障害福祉サービス利用者数 10,817人



北部圏域

- 北区
- 左京区

中部圏域

- 上京区
- 中京区
- 下京区
- 南区

東部圏域

- 東山区
- 山科区
- 伏見区(醍醐支所管内)

西部圏域

- 右京区
- 西京区

南部圏域

- 伏見区(醍醐支所管内を除く)

★印は市内15箇所の障害者地域生活支援センターの位置

事業目的及び事業実施主体

○ 事業目的

第4期京都市障害福祉計画(計画期間平成27年度から平成29年度の3年間)において、国の定める基本指針を踏まえ、「障害者の地域生活の支援」として障害者地域生活支援拠点の整備を、成果目標として掲げている。

本市においては、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供する地域生活支援の拠点を整備することを目的に「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施し、障害のある方における一層の安心の確保に着手しながら、ニーズの精査を行い、その後の障害者地域生活支援拠点のあり方を検討していくものである。

○ 事業実施主体

設置先 京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」
所在地 京都市中京区壬生仙念町30番地
京都市地域リハビリテーション推進センター1階

事業要旨

「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」においては、地域生活支援拠点にコーディネーターを配置し、「切れ目ない相談」と「緊急時の受入・対応の事前調整」を行う。

○中部圏域を対象(上京区, 中京区, 下京区, 南区)

○障害者地域生活支援センター「なごやか」(地域生活支援拠点)

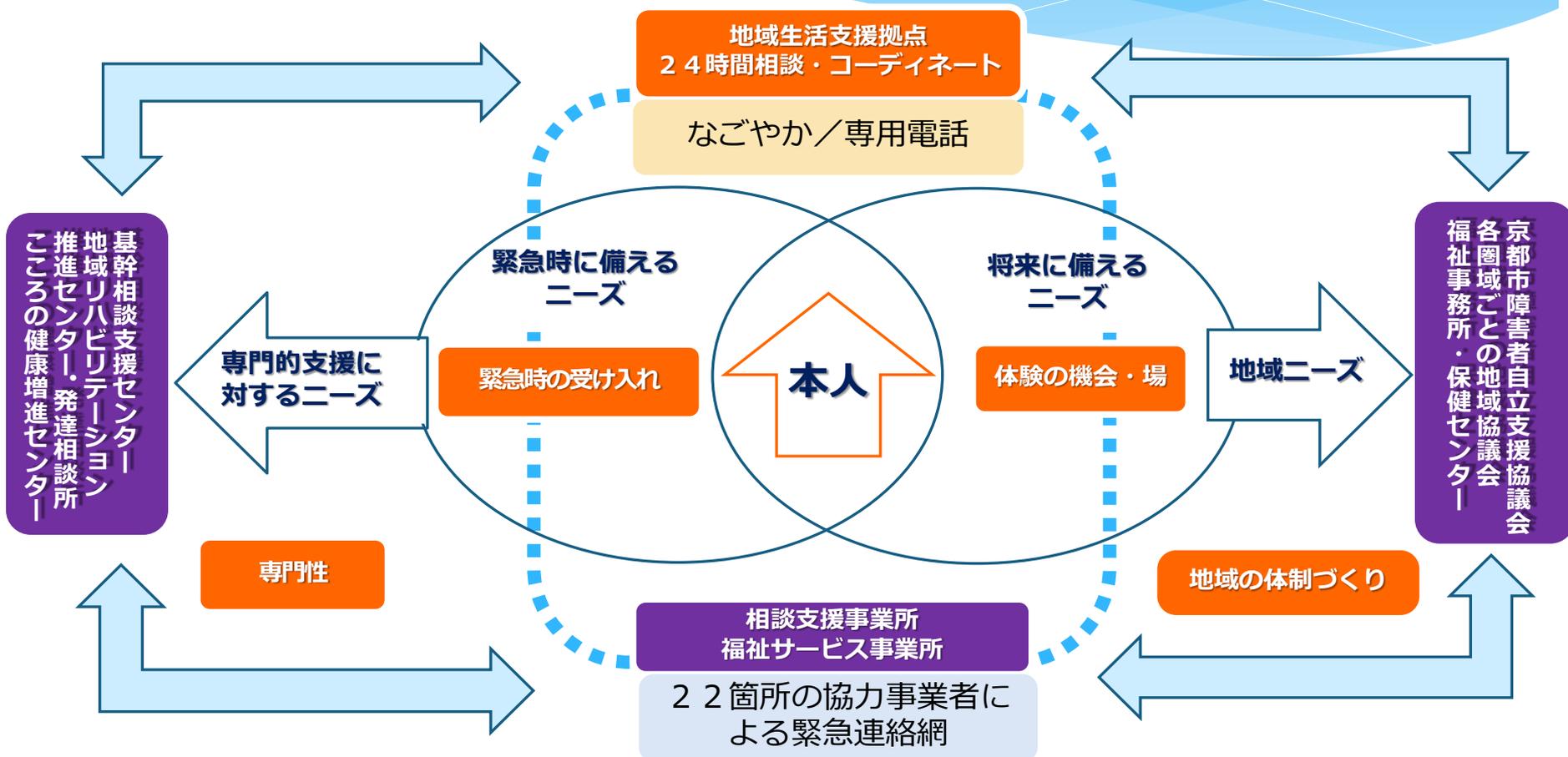
- ・ 土日祝日・年末年始の緊急時の相談
- ・ 登録者に対し、個別のニーズに応じた「緊急対応プラン」の作成
→ 福祉サービス事業者の協力によるネットワーク作り

○夜間・早朝相談受付専用電話(平成28年7月から実施)

- ・ 深夜や早朝等の時間帯にも相談体制を確保

地域生活支援拠点等の整備の類型

既存の障害者地域生活支援センターに機能付加し、地域における複数の機関が機能を分担して担うことで、効果的に事業を実施する「面的整備型」を採用している。



事業内容

○準備委員会等の開催実績

平成26年度以降の議論

- 京都市障害者自立支援協議会(年3回開催)
- 障害者地域生活支援センター連絡会議(年3回開催)

○関係者への研修

- 平成27年8月20日開催 京都府山城北保健所講演会

○その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業

- 障害者団体(8団体)へヒアリング
- 障害者緊急短期入所事業委託先に対し、事業説明及び協力依頼

必要な機能の具体的な実施内容①

(1) 相談

- 平成27年6月1日から、「なごやか」に設置する障害者地域生活支援拠点において、土日祝日・年末年始の相談を開始(11時～19時)
- 福祉事務所、保健センター及び障害者団体等を通じて登録を勧奨し、56名の登録(平成28年3月末時点)があった。
- 登録者ごとに作成する「緊急対応プラン」に基づき、緊急時には相談支援事業所と連携して、短期入所の調整・移送や訪問系事業所による在宅介護のコーディネート等の相談支援を行う。

(平成28年7月～実施予定) 事業の枠組みを「個別相談」と「一般相談」に分ける

① 個別相談(24時間相談対応)

事業対象者からの事前登録による「緊急対応プラン」の作成

- ＜事業対象者＞ ～下記のうち、支援拠点に個人情報提供の同意のある者～
- ・単身で在宅生活する重度障害者(障害支援区分4以上の者)
 - ・高齢の保護者のみと在宅生活する重度障害者(障害支援区分4以上の者)
 - ・在宅生活する重度障害児童(重度障害者等包括支援の度合い)の保護者

② 一般相談(土日祝日・年末年始含む11時～19時の電話相談)

必要な機能の具体的な実施内容②

(2) 体験の機会・場

- グループホーム等と連携し、体験利用の場として活用
- 緊急時の短期入所利用に備えた、体験利用の機会の確保

(3) 緊急時の受け入れ・対応

- 登録者に対し、具体的な対応方法を記載した「緊急対応プラン」を作成
- 緊急のサービス提供に備え、圏域のサービス提供事業者の協力を得て24時間の緊急連絡網のネットワークを形成

(4) 専門的人材の確保・養成

- 地域生活支援拠点にコーディネーターとして社会福祉士等の相談員を配置
- 本市のこれまでの取組と連携

- ・基幹相談支援センターによる、相談支援専門員向けスキルアップ研修
- ・京都市障害者自立支援協議会における医療的ケアの提供体制整備の検討及びマニュアル作成
- ・京都市地域リハビリテーション推進センターにおける医療的ケア研修・障害福祉サービス事業所等訪問支援事業

(5) 地域の体制づくり

- 京都市障害者地域自立支援協議会等を活用して、地域における円滑かつ適正な相談支援体制及びサービス提供体制を整備

事業実施の結果及び今後の課題・方針(予定)

○平成27年度の実施結果

- ・ 登録者への訪問・連絡調整を行い「緊急対応プラン」を作成することで、個別ニーズの把握に努めた。

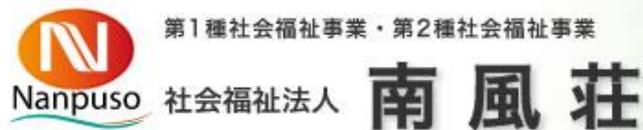
○今後の課題

- ・ 個々のニーズに応じた緊急対応の検証
- ・ 夜間・早朝を含めた、緊急時の円滑な支援のための体制構築
- ・ 将来に備えた、住まいの場の充実と体験の機会・場の確保
- ・ 地域のネットワークづくり等に係る地域ニーズの抽出

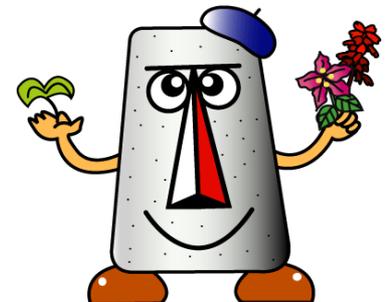
○実施方針

- ・ 京都市障害者地域自立支援協議会等で事業のあり方を検討
- ・ 住みなれた地域で安心して暮らせる自立した地域生活を促進

地域生活支援拠点等整備推進 モデル事業 実施報告書



宇部市イメージキャラクター
チョコクン



目次

○宇部市の紹介	2
○事業目的及び事業実施主体	3
○事業要旨	4
○地域生活支援拠点等の整備の種類	5
○事業内容	6
○必要な機能の具体的な実施内容	7
○事業実施の結果及び今後の課題・方針	9

宇部市の紹介

- ◆ 本州西端の山口県の南西部に位置し、鉄道は山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。
- ◆ 気候は、温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内海式気候で、市中央部以北の丘陵地には豊かな自然があふれ、様々な動植物が生息しています。
- ◆ また、市内には、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地するとともに、他市と比較して市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実しています。



事業の目的及び事業実施主体

- 事業の目的

障害者の親亡き後などを見据え、親元からの自立と1人暮らしの支援、緊急時の対応など、障害者が地域で安心して暮らせるよう、宇部市の資源を活用した「障害者の地域生活支援拠点」の仕組みを検討することを目的としている。

- 事業実施主体

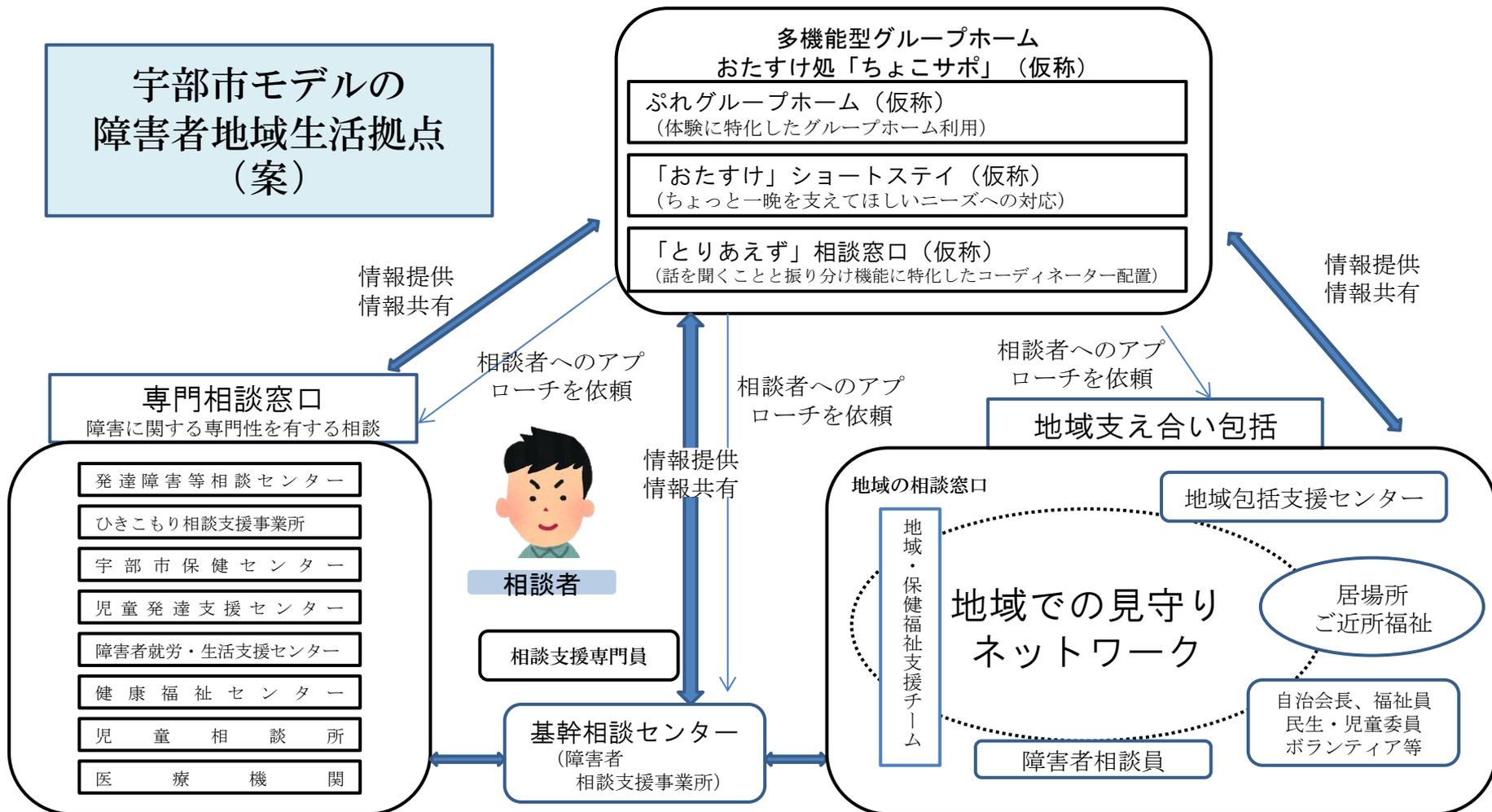
社会福祉法人 南風荘

事業要旨

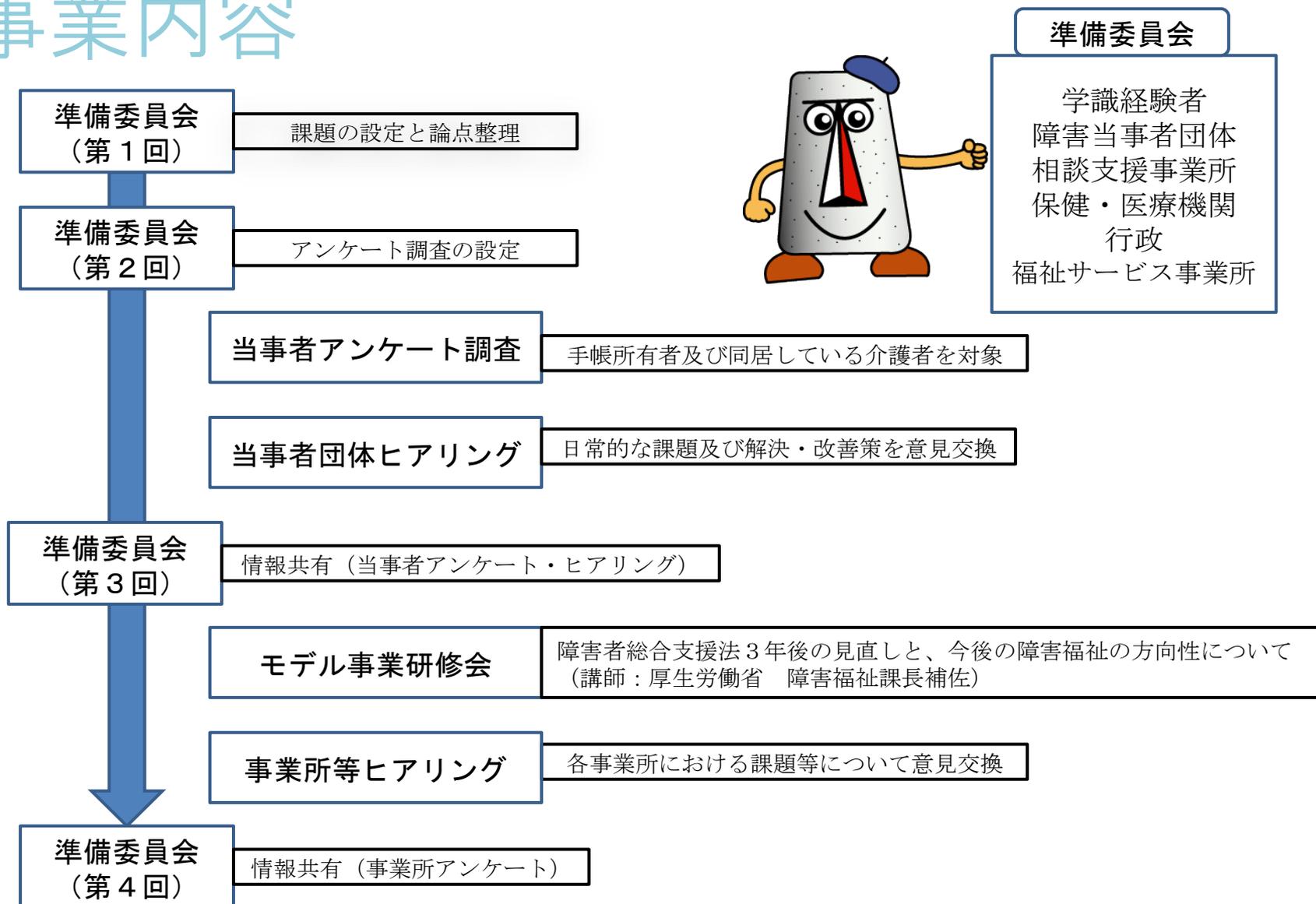
障害者等の実態とニーズについてアンケート調査を実施し、関係機関・団体等からのヒアリングを行うことで現状と課題を把握するとともに、すでに多くの障害福祉サービス事業所や専門相談窓口のあるなかで、支援のネットワークの隙間を埋めるための機能を1つの拠点に併せ持ち、既存のサービス等につなぐ役割を担うことによる、「宇部モデル」の支援拠点整備の提案を行うことを目的としている。

地域生活支援拠点等の整備の類型

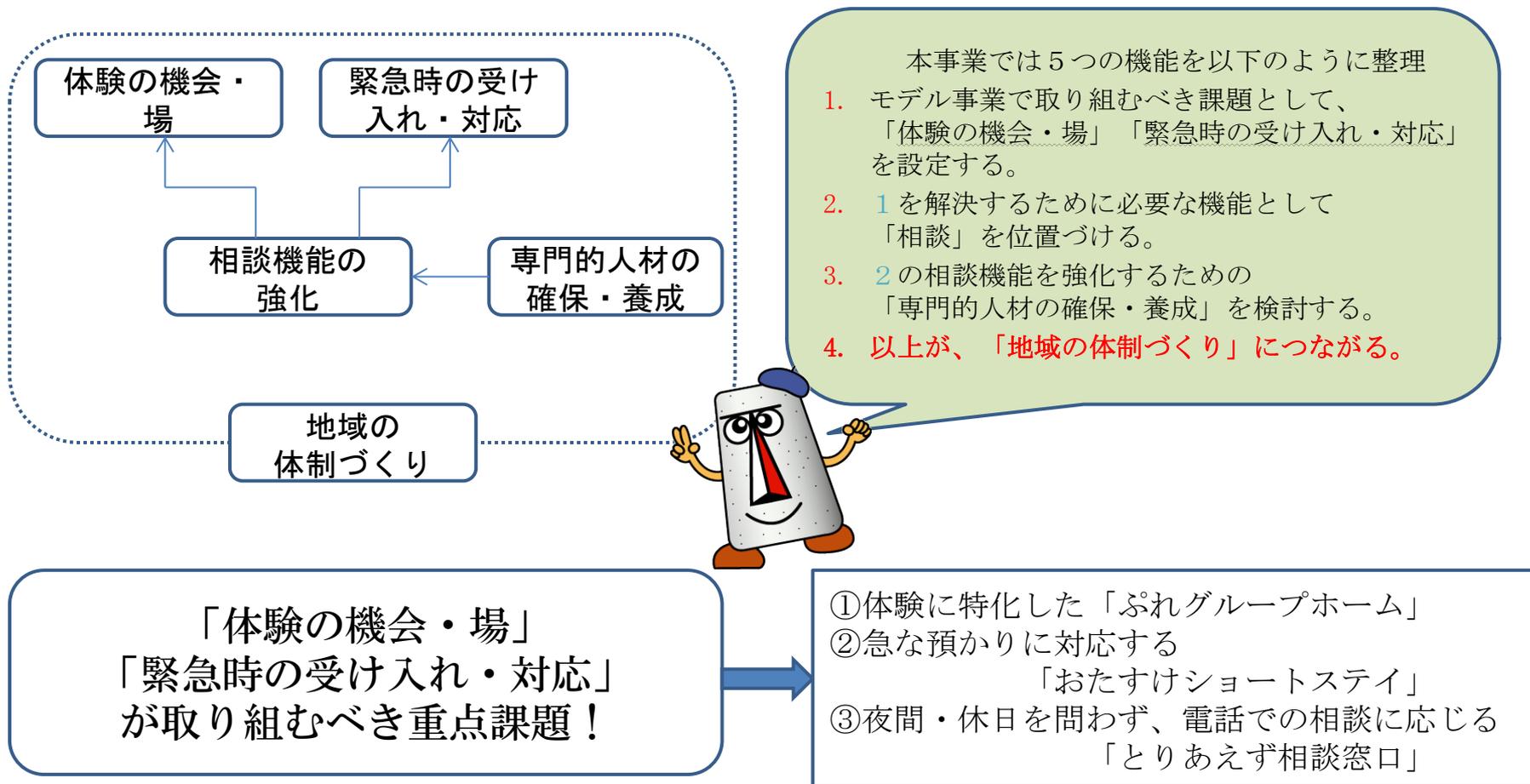
既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した「拠点」を新たに作るとともに、その拠点も一つの機関として、面的なネットワークを作成する折衷型



事業内容



必要な機能の具体的な実施内容



多機能型グループホーム おたすけ処「ちょこサポ」(仮称)

委員会やピアリングで明らかになったニーズ

現状の支援体制の隙間



①体験に特化した「ふれグループホーム」

気軽に体験

「親離れ・子離れ」の体験になっても、地域生活移行に向けた体験にはなっていない現状
「グループホームってどんなところだろう」「地域のなかで親と離れて暮らすってどういうことだろう」という漠然とした不安の解消のために設置

②急な預かりに対応する「おたすけショートステイ」

柔軟な対応

「とりあえず一晩を乗り越えたい」というニーズに対応するサービス
★当人や家族が「緊急」と感じている事態であれば、原則として預かる

③夜間・休日を問わず、電話での相談に応じる「とりあえず相談窓口」

振分機能

「駆けつける」必要はないが「とりあえず相談したい」程度のトラブルやハプニングに対応する相談窓口
★専門相談窓口や地域の相談窓口につなぐ等の「振分機能」も担う

専門相談窓口、地域支え合い包括とのネットワーク
(面的整備)の充実も不可欠

分担できる体制

事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

本事業では、現状を踏まえつつ実際のアンケート調査等の結果を踏まえ、「宇部市にあったらいいな」という仕組みを構想することができた。現在宇部市に必要な（不足している）ニーズが明らかになったことから、意義のある事業であった。

しかし、本事業で構想した拠点づくりが必ずしもそのまま実現することは難しいと考えている。以下に拠点整備を推進する際の具体的な検討課題を挙げる。

1 受け入れ体制上の課題

- (1) 潜在的な利用者への対応の課題
- (2) 障害の重度化・高齢化への対応の課題、障害に関する専門性の課題
- (3) 拠点までの移送の課題
- (4) 「駆けつけてほしい」ニーズへの対応の課題

2 事業運営上の課題

- (1) 財源の問題
- (2) 利用する側の利便性の課題

3 面的整備に関する課題

- (1) 既存のグループホームや短期入所（ショートステイ）の拡充に関する課題
- (2) 既存の専門相談窓口の機能や役割の整理とネットワークの強化に関する課題

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業



大分市

目 次

○大分市の概要	3
○事業目的及び事業実施主体	4
○事業の概要	5
○大分市地域生活支援拠点等の整備イメージについて	6
○事業内容	7、8
○大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能について	9、10
○事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）	11

事業目的

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、市内の状況に応じた、本市の地域生活支援のための拠点、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制づくり等を推進することを目的とする。

障害者総合支援法第88条に基づき策定した第4期大分市障害福祉計画において、国の基本指針に即し、「平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備するよう努める。」こととしており、平成27年度については、障がい児者等の生活を地域全体で支えるサービス体制の構築を図るため、関係機関で構成する協議会等を設置し、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備方針等について、具体的な検討を行う。

事業実施主体

大分市

事業参画法人等

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 学識経験者
- ・ 障害福祉サービス事業者等
- ・ 地域の関係団体

事業の概要

市と市内の障害福祉関係者等との協働で、本市における地域生活支援拠点等の整備についての具体的な検討を行うため、市障害福祉課を事務局とする協議会等を設置・開催した。

①事業者への説明会の開催

社会福祉法人等に対し、地域生活支援拠点等の整備に係る説明会を開催し、事業の周知を図るとともに協議会等への参画を募った。

②協議会等の開催

・大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催

当該モデル事業の実施にあたり、社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者、地域の関係団体等を構成員とする「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を設置し、市内の現状に依りて、どのような機能をどれだけ整備していくか等について検討し、地域生活支援拠点等の整備の基本方針及び事業内容に係る意見を取りまとめ、市長へ報告することを目的とした。

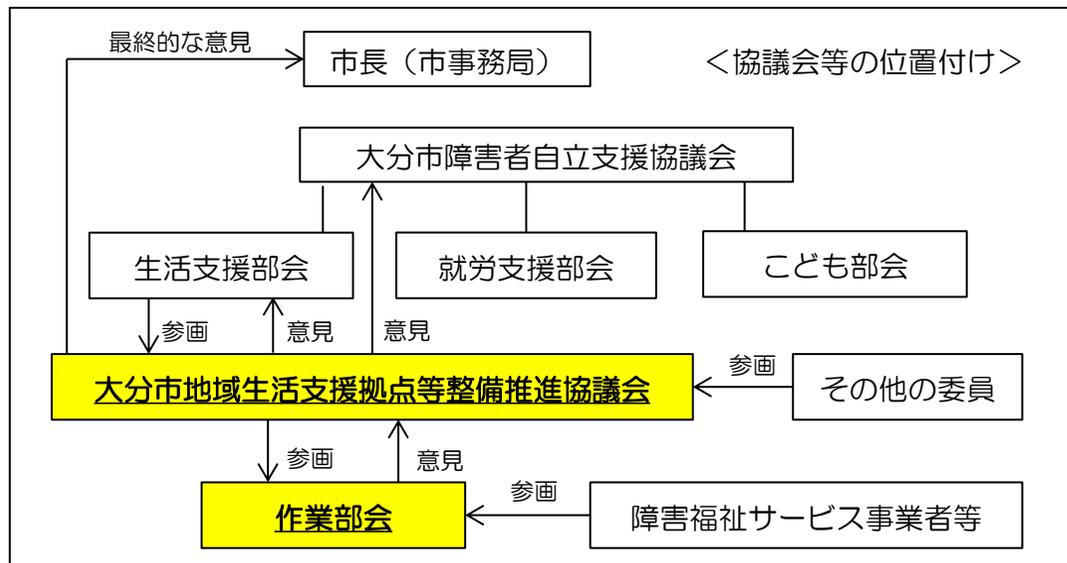
なお、市長への報告の時期については、平成28年度中を予定しており、それを受けた市が拠点等の整備内容等について最終的な判断を行うこととしており、平成27年度の当該モデル事業のみならず、平成28年度も引き続き協議を進めていく。

・作業部会の開催

協議会に「作業部会」を設け、地域生活支援拠点等の整備についての具体的な検討、調査等を実施した。

③大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取

本市の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取を実施した。



【大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の委員（14名）】

- ・社会福祉協議会 1名
- ・学識経験者 1名
- ・障害福祉サービス事業者等 7名
- ・地域の関係団体 3名
- ・行政機関 2名

【作業部会の委員（15名）】

- ・協議会委員 4名
- ・障害福祉サービス事業者等 11名

【委員の任期】

平成27年11月19日から平成29年3月31日まで

大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ（面的整備型）について（H28.3.30時点）



- （大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能の整備内容について）
- ①相談・・・委託相談支援事業所4箇所及び新設する（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンターにより、様々な相談に対応。
 - ②体験の機会・場・・・市事業の「自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」の対象者の拡大等。
 - ③緊急時の受け入れ・対応・・・（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンターを新設し、夜間・早朝帯（（仮）21時～9時（年末年始は24時間））における緊急時の支援体制の構築。
 - ④専門的人材の確保・養成・・・相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急時の対応の事例に基づいた研修会の定期開催等。
 - ⑤地域の体制づくり・・・大分市障がい福祉安心コールセンターにコーディネーターを配置し、緊急時に迅速な対応ができるよう地域の関係機関と連携強化。施設整備により、重度の障がい者等の受け入れができるグループホーム・短期入所等の整備。

事業内容

協議会等の開催実績について

年月日	内容	年月日	内容
平成27年 9月24日	事業者への説明会 17法人出席	平成28年 2月16日	大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 第2回会議
平成27年11月19日	大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 第1回会議	平成28年 2月23日	大分市障害者自立支援協議会への意見聴取
平成27年11月27日	第1回作業部会(9:30~12:00) 2.5H	平成28年 2月29日	第6回作業部会(9:30~12:00) 2.5H
平成27年12月10日	第2回作業部会(9:30~12:00) 2.5H	平成28年 3月11日	委託相談支援事業所(4箇所)への意見聴取
平成27年12月25日	第3回作業部会(9:30~12:00) 2.5H	平成28年 3月15日	第7回作業部会(10:00~12:00) 2H
平成28年 1月18日	第4回作業部会(9:30~12:00) 2.5H	平成28年 3月23日	相談支援専門員連絡会への意見聴取
平成28年 1月27日	国への中間報告	平成28年 3月25日	第8回作業部会(10:00~12:00) 2H
平成28年 2月 3日	第5回作業部会(9:30~12:00) 2.5H	平成28年 3月30日	大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 第3回会議

協議の成果等について

- ①社会福祉法人等に対し、地域生活支援拠点等の整備に係る説明会を開催し、事業の周知を図るとともに協議会等への参画を募った。
⇒ 9法人(社会福祉法人8+医療法人1)から参画希望があり、大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会又は作業部会に参画することとなった。
- ②地域生活支援拠点等の整備に当たり、最初に基本方針(整備方法)について検討を行った。

【検討の結果】

下記の理由等により、本市における整備手法は「面的整備型」が望ましいといった意見でまとまる。

- 本市の障害者がどこの法人のサービスを利用しても、あるいは、利用していなくても、誰でも気兼ねなく相談(通報)できたり、駆け込んだりすることができるといった、法人の垣根を取り払った相談窓口の体制を整備するためにも、面的整備型が望ましい。
- 市内には500ヶ所以上の事業所があり、連携して市内全体を支援していくといったときにも十分な事業所数があると考えられるため、面的整備型が望ましい。等

- ③協議会等において、「親亡き後」の問題は現時点でも起き始めている課題であり、障がい者等の日常生活を24時間途切れのない相談体制で支援し、地域での身近な支援拠点等となるよう、24時間365日対応の相談窓口の構築が望まれるといった意見があった。
また、市障害福祉課が所管する建物(旧ホルト園)のうち、十分に活用されていない建物があり、市独自の施設運営が可能である。

【検討の結果】

市の所管する建物(旧ホルト園)に、24時間365日対応の相談機能の拠点として「(仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター」を創設する。

③ 24時間対応の相談窓口の創設に当たって、夜間・早朝帯の勤務形態をどうするのか検討を行った。

【検討の結果】

当初は夜間・早朝帯の対応を「宿直」で考えたが、大分労働基準監督署から、電話件数が分からない状況で運営当初から認めることができないと言われた。

そのため、次に「警備会社」に夜間・早朝帯のコールセンター業務を委託できないかを検討したところ、「対応マニュアル」を作成するに当たって、専門外の職員による電話対応が難しいという考えに至った。

最終的には、「夜勤」で対応することになり、具体的な人員配置等は今後検討する。

④ 他都市の当該モデル事業の中間報告において、事前登録制を採用しているところがあったので、有効性等について検討を行った。

【検討の結果】

- ・コーディネーターや緊急対応支援員、短期入所事業所等の受け入れ先の障害福祉サービス事業所等の負担の軽減を図ることと、迅速かつ適切な支援を可能にするためにも事前登録制を導入することが望ましい。
- ・障がい者の事前登録制の導入に当たっては、登録外の障がい者の支援が対象外となってしまうことを懸念して、事前登録を「原則」とし、登録外の障がい者についても必要な支援を行う。

⑤ 大分市障害者自立支援協議会の意見聴取等において、現在行っている「大分県精神科救急電話相談センター」において、精神障がい者の救急相談を受けているが、知的障がい者等の相談内容とは質が大きく異なるため、これを地域生活支援拠点等で行うと、おそらく相談支援専門員は疲弊してしまうといった意見を多く受ける。

（現在の大分市の状況）

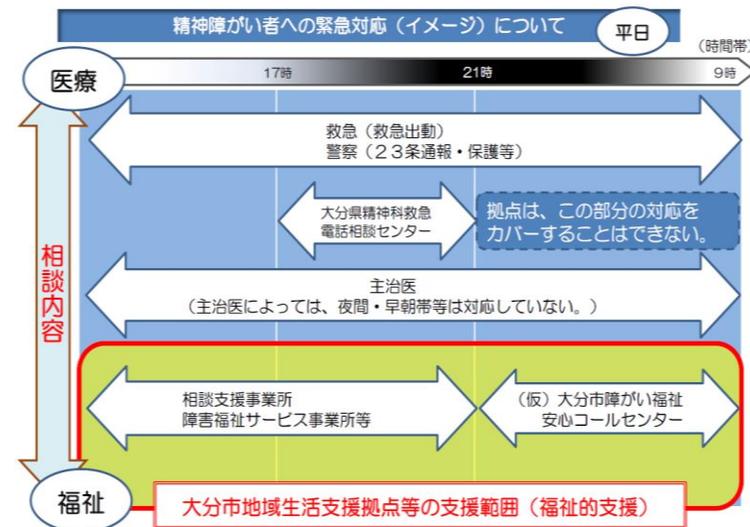
- ・「大分県精神科救急電話相談センター」は、平日（土を含む。）17時から21時まで、日・祝日9時から21時まで精神障がい者の相談を受けている。また、相談員のみで判断が困難な場合は、オンコールで当番医師に必要な助言及び支援を受けることができる。
- ・上記以外に、救急、警察、主治医等が精神障がい者の緊急時の対応をしている。
- ・夜間・早朝帯において、措置入院以外の入院・受診の見込みは非常に低い。
- ・警察からの23条通報は、大分市保健所が24時間受け付けている。

【検討の結果】

福祉的支援を基本とし、精神症状に起因する医療機関の連絡等は、支援の対象としない。

精神疾患に起因する医療機関への入院・受診を必要とする精神障がい者の支援については、21時までは「大分県精神科救急電話相談センター」の役割とし、21時以降については、以下の理由により、支援対象としない。（※ただし、明らかに救急救命が必要な場合に、本人自ら救急に連絡が取れない場合などは、必要に応じて救急（119）等へ連絡をする。）

- ・現在のところ、措置入院以外において、精神障がい者を受け入れる医療機関の見込みが非常に低いこと。
- ・拠点の機能において、現在の警察などが対応していること以上の支援が見込めないこと。
- ・コーディネーターは、主に福祉の専門職員による配置となり、医療面の判断が難しく、対応する職員の負担が大きいこと。
- ・運営開始後、今後の社会資源（医療機関等）の状況を踏まえながら、医療に係る支援の具体的な検討を行うことが望ましい。



大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能について

機能	整備内容
相談	<p>(1) 24時間365日対応の相談窓口の構築 ・日中：（仮）9時～21時（年末年始を除く。） ⇒ 既存の大分市委託相談支援事業所（4箇所）が対応。（時間延長） ・夜間・早朝帯：（仮）21時～9時（年末年始は24時間） ⇒ （仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター（新設）</p> <p>(2) 夜間・早朝帯における相談支援の強化（新たな相談窓口の創設） 市が所管する建物内に、「大分市障がい福祉安心コールセンター」を創設し、夜間・早朝帯でも緊急事態の相談を受ける体制を構築する。コーディネーター（相談支援専門員以上）を配置し、緊急事態の相談を電話で受け付け、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて、障害福祉サービス事業者、緊急対応支援員の出動要請や救急、警察等の各関係機関への連絡を行い、対応状況の確認等を行う。協力法人からの出向により、運営を行う予定である。また、説明会等を通じて、人員配置の協力が可能な法人を増やしていく。</p> <p>(3) 市内に居住する障害児者やその家族等を支援対象 65歳以上の障がい者から相談があっても、地域包括支援センターとの連携等により必要に応じて対応する。また、事前登録制を導入する場合、事前登録外の障害者に対しても支援する。基本的に福祉的支援に係る相談を受け、精神症状に起因する医療機関の連絡等の相談支援は行わない。</p>
体験の機会・場	<p>(1) 一人暮らし・グループホーム等の体験利用ができる支援体制の構築 グループホーム、短期入所の支給決定者を対象とした、又は市の独自の事業を活用することにより、将来の地域生活を想定した体験的な利用支援を実施する。（親元・家からの自立、地域移行） ①将来的な入居を前提としたグループホームの体験利用の運用を検討中。（専門部屋確保） <u>【利用期間（目安）：2週間程度】</u> ②短期入所による体験利用。 <u>【利用期間（目安）：1週間程度】</u> ③市の独自の事業「知的障害者自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」におけるアパート等の居室での体験利用の実施。障害種別の専門性を考慮しながら、事業を行う法人を増やし、適切な居室の数を確保する。 <u>【利用期間（目安）：1～3泊】</u></p> <p>(2) 障害特性に配慮した支援体制の構築 重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れができるグループホーム、短期入所等について、施設整備により優先的に整備を行う。</p>
緊急時の受け入れ・対応	<p>(1) 24時間365日の緊急対応の支援体制の構築（福祉的支援に限る。） 夜間・早朝帯の緊急事態の相談窓口（（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター）を創設し、日中の委託相談支援事業所の緊急対応も含めて、24時間365日の緊急対応を行う。直接支援は、福祉的支援を基本とし、精神症状に起因する医療機関への連絡等は支援の対象としない。</p> <p>(2) 短期入所など緊急時の受け入れができる事業所の確保 ・市内全域の短期入所事業所 （介護保険施設も含めて、短期入所として提供できる居室を増やすため、短期入所の指定申請に向けて、今後、法人に働きかける。） ・その他一時的な保護の施設 市の独自の事業「知的障害者自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」におけるアパート等の居室を利用する。 （実施要綱を改正するなどして、支援対象者の拡大を図る。）</p>

機能	整備内容
緊急時の受け入れ・対応	<p>(3) 一時待機（見守り）する場の確保 夜間・早朝帯で、どうしても短期入所事業所等の受け入れ先が見つからない場合の一時待機（見守り）をする場として、「（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター」を検討している。（緊急対応支援員が見守りのもと、コールセンター内の休憩室を利用する。）</p> <p>(4) 緊急対応支援員の対応 緊急時の短期入所事業所等までの送迎や付き添い、障がい者の自宅等の現場確認、虐待案件につき保護要請があった場合の本人の安全確保等の直接支援を行う。基本的に自宅等で待機しており、コーディネーターからの直接支援の要請があった場合に、障がい者の自宅等へ出動する。協力法人の当番制により対応が可能かどうか検討中である。</p> <p>(5) 地域包括支援センター等との連携 65歳以上の障がい者からの緊急事態の相談についても、対応せざるを得ないと考えており、介護保険制度の対象者に対する対応については、地域包括支援センターに連絡をすることとなるため、地域包括支援センター連絡会議や一般のケアマネージャーの対象とした居宅支援事業所の会議等により、当該事業の趣旨等を説明し、制度の周知を図り、緊急時に備えて連携を強化しておく。</p>
専門的人材の確保・養成	<p>(1) コーディネーター（相談支援専門員相当の者）の確保 24時間365日の相談窓口の運営に当たって、様々な相談に対する電話対応や緊急時の対応における適切な判断を行うためのコーディネーターの人員配置については、参画法人（9法人）からの出向により確保する。今後は、参画していない法人を対象とした説明会・研修会等を開催し、人員配置の協力が可能な法人を増やしていく。</p> <p>(2) 相談支援専門員、緊急対応支援員等の支援の向上 実際の支援を通じた支援スタッフのOJT、相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急時の対応事例に基づいた各法人向けの研修会等を定期的に開催し、相談支援専門員、緊急対応支援員等の支援の向上を図る。</p>
地域の体制づくり	<p>(1) 地域生活支援拠点の設置、コーディネーターの配置 「（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター」を創設し、相談支援の新たな拠点の設置、コーディネーターの配置により、24時間365日対応の相談窓口の創設、緊急対応の支援体制の構築。</p> <p>(2) 「面的整備型」における障害福祉サービス事業者等との連絡体制の構築 体験利用の場・緊急時の受け入れ先としてのグループホーム、短期入所等の空床状況の定期的確認や緊急対応時の受け入れ要請の第一報を入れるための市内の障害福祉サービス事業者等との連絡体制を構築する。</p> <p>(3) 障害特性に配慮した支援体制の構築 重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等の受け入れができるグループホーム、短期入所等について、施設整備により優先的に整備を行う。</p> <p>(4) 各関係機関との連携体制 事業開始に当たっての各関係機関への事前説明、定期的な連絡会を開催する。「（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター」の役割等について、消防、保健所、県、市町村、警察、地域包括支援センター、医療機関、学校、自治委員、民生委員等に対し周知を図り、地域生活支援拠点等の認知度を高めるとともに、緊急の対応時における連携を強化する。</p>

事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

事業実施の結果

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会及び作業部会を設置・開催し、協議に参画することとなった9法人を中心に、本市における地域生活支援拠点等の整備について協議を行った。

今回は、拠点等の運営を担う一法人中心に協議したのではなく、市と複数法人による官・民の協働で検討してきたため、拠点等の整備内容を決めるにも、予想以上に時間が掛かってしまい、具体的な人員配置等の決定まで至ることができなかった。

その協議の大部分で、「法人間の協力関係の中で、24時間365日対応の相談窓口の運営」という考えのもと、様々な検討を行ってきたが、夜間・早朝帯の人員配置の方法や、夜間・早朝帯の精神障がい者への対応は十分な専門性が無いと職員の負担が大きいという課題などの解決策を考えることに苦慮した。

検討結果としては、夜間・早朝帯の人員配置は、当初は「宿直」を想定していたが、大分労働基準監督署から、当初から許可することはできない旨を伝えられたため、警備会社への委託も考えつつ、最終的には「夜勤」で対応することとした。シフト表(案)や参画法人がどの程度人員協力するかなど具体的な部分は今後の検討事項として残った。

また、精神障がい者への対応は、市内の社会資源を踏まえて、精神症状に起因する医療機関への連絡等の対応は、現在の障害福祉サービス事業者等で担うことは困難と判断し、支援対象を基本的に福祉的支援のみとした。

今後の課題・方針（予定）

本市の地域生活支援拠点等の基本機能である「（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター」については、地域生活支援を推進するため、24時間365日途切れなく地域で暮らす障がいのある人とその家族（介護者）に寄り添えるしくみを地域につくる。そして、複数法人による地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートすることを業務とし、法人の垣根を越えた、公立・中立性を保持するため、法人のサービス提供の場と分離するとともに援護も併せて実施する、だれもが安心して相談ができるコールセンターとすることを目的に設置するものである。

しかしながら、24時間365日の相談窓口の運営は理想ではあるが、現状は参画法人の職員数の余裕がそれほどあるわけではなく、運営開始時に人員確保の確認が現時点では無いことから、無理なく持続可能な地域生活支援体制を構築するという観点も重要となってくる。そのことを念頭に、今後も法人と具体的な協議を行っていく予定である。

その他の課題事項として、経営面の試算（既存の委託相談支援事業の委託費の見直し等を含む。）、参画法人以外への周知・協力依頼、職員の質の確保等があり、運営開始するまでに対応しなければいけない事項が多数ある。また、運営を開始してからも、実際の支援を通じて、様々な問題が生じてくることが予想されるため、中・長期的な視点に立って、PDCAサイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））による段階的に課題対応・見直しを行っていくことも大切と考える。

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会は、拠点等の整備の基本方針及び事業内容に係る意見を取りまとめ、市長へ報告することを目的としており、市長への報告は、平成28年度中を予定しており、それを受けた市が最終的に整備内容等を判断を行う。

そのようなことから、平成27年度の当該モデル事業に限らず、平成28年度の引き続き協議を進めていく予定であり、今後、整備内容等が変わってくることも考えられるが、市内の障害児者やその家族にとって、安心して地域生活を送ることができるような市全域の支援体制を構築していきたい。